

【博士（後期）課程】

法律学・政治学専攻

[法律学専攻 授業科目一覧]

授業科目	単位	担当教員	備考	ページ
憲法特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	各4	館田晶子		82・83
行政法特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	各4	鈴木光	前期集中講義	83・84
行政法特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	各4	福士明		85・86
民法特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	各4	内山敏和		86・87
民法特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	各4	谷本陽一		88・89
民法特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	各4	千葉華月		89・90
商法特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	各4	草間秀樹		91・92
刑法特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	各4	神元隆賢		92・93
民事訴訟法特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	各4	酒井博行		94・95
刑事訴訟法特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	各4	飯野海彦		95・96
労働法特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	各4	浅野高宏		97・98
国際私法特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	各4	村上愛		98・99
国際法特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	各4	加藤信行		100・101
法哲学特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	各4	菅原寧格		101・102
論文指導Ⅲ	4	神元隆賢		103
論文指導Ⅰ	4	福士明		103
論文指導Ⅱ	4	福士明		104
論文指導Ⅲ	4	鈴木光	前期集中講義	104

■授業科目	■単位	■担当教員
憲法特殊研究Ⅰ	4	館田 晶子
<p>●授業の到達目標及びテーマ テーマ：「憲法総論および基本的人権」 目標：憲法学に関する学術論文を執筆するための基礎的な知識とスキルを身につけることを目標とする。</p>		
<p>●授業の概要 テーマに関する学説及び判例を精査しながらその理解を深める。授業は演習形式で進めるため、受講者による文献報告と論点の提示、討論を基本とする。なお、授業計画は受講者と相談の上変更する場合がある。</p>		
<p>●授業計画</p> <p>第1回 ガイダンス 第2回 憲法の意味 第3回 立憲主義 第4回 民主主義 第5回 法の支配と権力分立 第6回 憲法史 第7回 国民主権 第8回 象徴天皇制 第9回 平和主義 第10回 人権総論 第11回 外国人の人権 第12回 幸福追求権 第13回 自己決定権 第14回 法の下での平等 第15回 性別による差別 第16回 思想・良心の自由 第17回 信教の自由 第18回 政教分離 第19回 表現の自由 第20回 報道・取材の自由 第21回 集会・結社の自由 第22回 学問の自由 第23回 居住・移転の自由 第24回 職業選択の自由 第25回 財産権の保障 第26回 人身の自由 第27回 生存権 第28回 教育を受ける権利 第29回 参政権 第30回 まとめ</p>		
<p>●準備学習の内容 指定された文献および関連文献を熟読しておくこと。報告者はレジュメの作成を含めた報告準備をしておくこと。</p>		
<p>●テキスト 受講者と相談の上で決定する。</p>		
<p>●参考書 適宜紹介する。</p>		
<p>●学生に対する評価 授業での発言50%，報告内容50%。報告内容については授業内でその都度コメントする。</p>		

■授業科目	■単位	■担当教員
憲法特殊研究Ⅱ	4	館田 晶子
<p>●授業の到達目標及びテーマ テーマ：「国際人権法」 目標：人権保障の国際水準をふまえた上で日本国憲法の人権規定を解釈できるようにすることをめざす。憲法学に関する学術論文を執筆するための知識とスキルを身につける。</p>		
<p>●授業の概要 日本が加入している国際人権条約の内容、政府報告及び条約委員会によるその審査、日本が受けてきた勧告、国際人権条約の国内実施（裁判所による言及を含む）などを精査し、国内裁判所における国際人権法の援用可能性を検討する。演習形式ですすめるため、受講者による報告と論点の提示、討論を基本とする。なお、授業計画は受講者と相談の上変更する場合がある。</p>		
<p>●授業計画</p> <p>第1回 ガイダンス 第2回 国際人権法の国内適用 第3回 国際法の実効性確保 第4回 社会権規約の内容 第5回 社会権規約の国内実施状況 第6回 社会権規約委員会審査 第7回 自由権規約の内容 第8回 自由権規約の国内実施状況 第9回 自由権規約委員会審査 第10回 女性差別撤廃条約の内容 第11回 女性差別撤廃条約の国内実施 第12回 女性差別撤廃委員会審査 第13回 子どもの権利条約の内容 第14回 子どもの権利条約の国内実施状況 第15回 子どもの権利委員会審査 第16回 人種差別撤廃条約の内容 第17回 人種差別撤廃条約の国内実施状況 第18回 人種差別撤廃委員会審査 第19回 拷問等禁止条約の内容 第20回 拷問等禁止条約の国内実施状況 第21回 拷問等禁止委員会審査 第22回 難民条約の内容 第23回 難民条約の国内実施状況 第24回 強制失踪条約の内容 第25回 強制失踪条約の国内実施および国際的対応 第26回 障害者権利条約の内容 第27回 障害者権利条約の国内実施状況 第28回 個人通報制度 第29回 憲法解釈と国際人権法 第30回 まとめ</p>		
<p>●準備学習の内容 指定された文献および関連文献を熟読しておくこと。報告者はレジュメの作成を含めた報告準備をしておくこと。</p>		
<p>●テキスト 受講者と相談の上で決定する。</p>		
<p>●参考書 適宜紹介する。</p>		
<p>●学生に対する評価 授業での発言50%，報告内容50%。報告内容については授業内でその都度コメントする。</p>		

■授業科目	■単位	■担当教員
憲法特殊研究Ⅲ	4	館田 晶子
<p>●授業の到達目標及びテーマ</p> <p>テーマ：憲法思想および人権保障</p> <p>目標：個別の論点を扱った学術論文を読み、博士論文を執筆することを目標とする。</p>		
<p>●授業の概要</p> <p>公刊された論文集を精読し、論点の抽出と検討を行う。演習形式で進めるため、受講者による報告と論点の提示、討論を基本とする。なお、授業計画は一例であり、具体的内容は受講者と相談の上変更する場合がある。</p>		
<p>●授業計画</p> <p>第1回 ガイダンス</p> <p>第2回 博士論文構想報告</p> <p>第3回 民主主義と立憲主義</p> <p>第4回 主権論</p> <p>第5回 大日本帝国憲法史</p> <p>第6回 日本国憲法史</p> <p>第7回 国民の定義</p> <p>第8回 人権の概念</p> <p>第9回 外国人の人権</p> <p>第10回 人権享有主体性と象徴天皇制</p> <p>第11回 個人の尊重と個人の尊厳</p> <p>第12回 プライバシーの権利</p> <p>第13回 自己決定権</p> <p>第14回 法の下での平等</p> <p>第15回 性別による差別</p> <p>第16回 博士論文中間報告</p> <p>第17回 性的マイノリティと差別</p> <p>第18回 婚姻の自由と家族生活における両性の平等</p> <p>第19回 人種差別および出自による差別</p> <p>第20回 思想・良心の自由</p> <p>第21回 政教分離</p> <p>第22回 表現の自由と知る権利</p> <p>第23回 ヘイトスピーチと表現の自由</p> <p>第24回 海外渡航の自由と旅券法</p> <p>第25回 国籍離脱の自由と国籍の抵触</p> <p>第26回 参政権の性質</p> <p>第27回 小括</p> <p>第28回 博士論文最終確認</p> <p>第29回 博士論文全体報告</p> <p>第30回 総括</p>		
<p>●準備学習の内容</p> <p>指定された文献および関連文献を熟読しておくこと。報告者はレジュメの作成を含めた報告準備をしておくこと。</p>		
<p>●テキスト</p> <p>受講者と相談の上で決定する。</p>		
<p>●参考書</p> <p>適宜紹介する。</p>		
<p>●学生に対する評価</p> <p>授業での発言50%、報告内容50%。報告内容については授業内でその都度コメントする。</p>		

■授業科目	■単位	■担当教員
行政法特殊研究Ⅰ	4	鈴木 光
<p>●授業の到達目標及びテーマ</p> <p>本科目の到達目標は、現代日本社会における行政法の果たす役割と課題等を把握することである。</p> <p>本科目のテーマは、現代日本行政法の研究である。</p>		
<p>●授業の概要</p> <p>研究報告と質疑を行い、現代日本社会における行政法の果たす役割と課題等を把握する。</p>		
<p>●授業計画</p> <p>第1回 ガイダンス</p> <p>第2回 行政法の存在意義（報告）</p> <p>第3回 行政法の存在意義（補足と質疑）</p> <p>第4回 行政法のモデル論（報告）</p> <p>第5回 行政法のモデル論（補足と質疑）</p> <p>第6回 行政法の規範体系（報告）</p> <p>第7回 行政法の規範体系（補足と質疑）</p> <p>第8回 公権力と公益（報告）</p> <p>第9回 公権力と公益（補足と質疑）</p> <p>第10回 行政の主体（報告）</p> <p>第11回 行政の主体（補足と質疑）</p> <p>第12回 議会と行政（報告）</p> <p>第13回 議会と行政（補足と質疑）</p> <p>第14回 行政の自己制御と法（報告）</p> <p>第15回 行政の自己制御と法（補足と質疑）</p> <p>第16回 地方自治と行政法（報告）</p> <p>第17回 地方自治と行政法（補足と質疑）</p> <p>第18回 協働の進展と行政法学の課題（報告）</p> <p>第19回 協働の進展と行政法学の課題（補足と質疑）</p> <p>第20回 行政上の規範（報告）</p> <p>第21回 行政上の規範（補足と質疑）</p> <p>第22回 行政判断の構造（報告）</p> <p>第23回 行政判断の構造（補足と質疑）</p> <p>第24回 リスク管理・安全性に関する判断と統制の構造（報告）</p> <p>第25回 リスク管理・安全性に関する判断と統制の構造（補足と質疑）</p> <p>第26回 行政と司法（報告）</p> <p>第27回 行政と司法（補足と質疑）</p> <p>第28回 グローバル化と行政法（報告）</p> <p>第29回 グローバル化と行政法（補足と質疑）</p> <p>第30回 総まとめ</p>		
<p>●準備学習の内容</p> <p>予習：毎回2時間程度、授業前に参考書の該当部分を読むのが望ましい。</p> <p>復習：毎回2時間程度、授業後にノートを復習し、理解度を確認するのが望ましい。</p>		
<p>●テキスト</p> <p>指定しない。</p>		
<p>●参考書</p> <p>磯部力・小早川光郎・芝池義一編『行政法の新構想Ⅰ』有斐閣</p> <p>宇賀克也ほか『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ』有斐閣</p> <p>畠山武道ほか『はじめての行政法』三省堂</p> <p>大西有二ほか『設例で学ぶ行政法の基礎』八千代出版</p> <p>櫻井敬子・橋本博之『行政法』弘文堂</p> <p>伊藤真『判例シリーズ4行政法』弘文堂</p> <p>藤井俊夫『行政法総論』成文堂</p> <p>小林博志『行政法講義』成文堂</p> <p>安達和志ほか『ホーンブック行政法』北樹出版</p> <p>そのほか、授業内で紹介する。</p>		
<p>●学生に対する評価</p> <p>報告（50%）と質疑応答（50%）により評価する。報告と質疑応答について授業中に講評し、フィードバックする。</p>		

■授業科目	■単位	■担当教員
行政法特殊研究Ⅱ	4	鈴木 光
<p>●授業の到達目標及びテーマ</p> <p>本科目の到達目標は、行政法特殊研究Ⅰで得た知識をもとに、現代日本社会における行政法の果たす役割と課題等を深く理解することである。</p> <p>本科目のテーマは、現代日本行政法の研究である。</p>		
<p>●授業の概要</p> <p>研究報告と質疑を行い、現代日本社会における行政法の果たす役割と課題等を深く理解する。</p>		
<p>●授業計画</p> <p>第1回 行政介入の形態（報告）</p> <p>第2回 行政介入の形態（補足と質疑）</p> <p>第3回 行政立法——「裁判規範性」に関する一分析（報告）</p> <p>第4回 行政立法——「裁判規範性」に関する一分析（補足と質疑）</p> <p>第5回 行政計画（報告）</p> <p>第6回 行政計画（補足と質疑）</p> <p>第7回 行政処分の法効果・規律・公定力（報告）</p> <p>第8回 行政処分の法効果・規律・公定力（補足と質疑）</p> <p>第9回 行政契約（報告）</p> <p>第10回 行政契約（補足と質疑）</p> <p>第11回 行政強制・実力行使（報告）</p> <p>第12回 行政強制・実力行使（補足と質疑）</p> <p>第13回 行政罰・強制金（報告）</p> <p>第14回 行政罰・強制金（補足と質疑）</p> <p>第15回 行政指導（報告）</p> <p>第16回 行政指導（補足と質疑）</p> <p>第17回 行政上の誘導（報告）</p> <p>第18回 行政上の誘導（補足と質疑）</p> <p>第19回 事前手続と事後手続（報告）</p> <p>第20回 事前手続と事後手続（補足と質疑）</p> <p>第21回 裁量権行使に係る行政手続の意義——統合過程論的考察（報告）</p> <p>第22回 裁量権行使に係る行政手続の意義——統合過程論的考察（補足と質疑）</p> <p>第23回 申請手続過程と法（報告）</p> <p>第24回 申請手続過程と法（補足と質疑）</p> <p>第25回 手続過程の公開と参加（報告）</p> <p>第26回 手続過程の公開と参加（補足と質疑）</p> <p>第27回 行政による情報の収集、保管、利用等（報告）</p> <p>第28回 行政による情報の収集、保管、利用等（補足と質疑）</p> <p>第29回 行政保有情報の開示・公表と情報的行政手法（報告）</p> <p>第30回 行政保有情報の開示・公表と情報的行政手法（補足と質疑）</p>		
<p>●準備学習の内容</p> <p>予習：毎回2時間程度、授業前に参考書の該当部分を読むのが望ましい。</p> <p>復習：毎回2時間程度、授業後にノートを復習し、理解度を確認するのが望ましい。</p>		
<p>●テキスト</p> <p>指定しない。</p>		
<p>●参考書</p> <p>磯部力・小早川光郎・芝池義一編『行政法の新構想Ⅱ』有斐閣</p> <p>宇賀克也ほか『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ』有斐閣</p> <p>畠山武道ほか『はじめての行政法』三省堂</p> <p>大西有二ほか『設例で学ぶ行政法の基礎』八千代出版</p> <p>櫻井敬子・橋本博之『行政法』弘文堂</p> <p>伊藤真『判例シリーズ4行政法』弘文堂</p> <p>藤井俊夫『行政法総論』成文堂</p> <p>小林博志『行政法講義』成文堂</p> <p>安達和志ほか『ホーンブック行政法』北樹出版</p> <p>そのほか、授業内で紹介する。</p>		
<p>●学生に対する評価</p> <p>報告（50%）と質疑応答（50%）により評価する。報告と質疑応答について授業中に講評し、フィードバックする。</p>		

■授業科目	■単位	■担当教員
行政法特殊研究Ⅲ	4	鈴木 光
<p>●授業の到達目標及びテーマ</p> <p>本科目の到達目標は、行政法特殊研究Ⅰ・Ⅱで得た知識をもとに、現代日本社会における行政法の果たす役割と課題等を深く理解し、それを博士論文の執筆に活かすことにある。</p> <p>本科目のテーマは、現代日本行政法の研究である。</p>		
<p>●授業の概要</p> <p>研究報告と質疑を行い、現代日本社会における行政法の果たす役割と課題等を深く理解する。</p>		
<p>●授業計画</p> <p>第1回 ガイダンス</p> <p>第2回 法律上の争訟と司法権の範囲（報告）</p> <p>第3回 法律上の争訟と司法権の範囲（補足と質疑）</p> <p>第4回 抗告訴訟と法律関係訴訟（報告）</p> <p>第5回 抗告訴訟と法律関係訴訟（補足と質疑）</p> <p>第6回 義務付け訴訟・差止訴訟（報告）</p> <p>第7回 義務付け訴訟・差止訴訟（補足と質疑）</p> <p>第8回 行政訴訟の当事者・参加人（報告）</p> <p>第9回 行政訴訟の当事者・参加人（補足と質疑）</p> <p>第10回 行政訴訟における行政の説明責任（報告）</p> <p>第11回 行政訴訟における行政の説明責任（補足と質疑）</p> <p>第12回 行政判断と司法審査（報告）</p> <p>第13回 行政判断と司法審査（補足と質疑）</p> <p>第14回 行政訴訟の審判の対象と判決の効力（報告）</p> <p>第15回 行政訴訟の審判の対象と判決の効力（補足と質疑）</p> <p>第16回 行政不服審査（報告）</p> <p>第17回 行政不服審査（補足と質疑）</p> <p>第18回 行政による紛争処理の諸形態（報告）</p> <p>第19回 行政による紛争処理の諸形態（補足と質疑）</p> <p>第20回 行政救済法における権利・利益（報告）</p> <p>第21回 行政救済法における権利・利益（補足と質疑）</p> <p>第22回 行政救済法における違法性（報告）</p> <p>第23回 行政救済法における違法性（補足と質疑）</p> <p>第24回 行政介入請求権と危険管理責任（報告）</p> <p>第25回 行政介入請求権と危険管理責任（補足と質疑）</p> <p>第26回 国家補償の体系の意義（報告）</p> <p>第27回 国家補償の体系の意義（補足と質疑）</p> <p>第28回 行政の多元化和行政責任（報告）</p> <p>第29回 行政の多元化和行政責任（補足と質疑）</p> <p>第30回 総まとめ</p>		
<p>●準備学習の内容</p> <p>予習：毎回2時間程度、授業前に参考書の該当部分を読むのが望ましい。</p> <p>復習：毎回2時間程度、授業後にノートを復習し、理解度を確認するのが望ましい。</p>		
<p>●テキスト</p> <p>指定しない。</p>		
<p>●参考書</p> <p>磯部力・小早川光郎・芝池義一編『行政法の新構想Ⅲ』有斐閣</p> <p>宇賀克也ほか『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ』有斐閣</p> <p>畠山武道ほか『はじめての行政法』三省堂</p> <p>大西有二ほか『設例で学ぶ行政法の基礎』八千代出版</p> <p>櫻井敬子・橋本博之『行政法』弘文堂</p> <p>伊藤真『判例シリーズ4行政法』弘文堂</p> <p>藤井俊夫『行政法総論』成文堂</p> <p>小林博志『行政法講義』成文堂</p> <p>安達和志ほか『ホーンブック行政法』北樹出版</p> <p>そのほか、授業内で紹介する。</p>		
<p>●学生に対する評価</p> <p>報告（50%）と質疑応答（50%）により評価する。報告と質疑応答について授業中に講評し、フィードバックする。</p>		

■授業科目	■単位	■担当教員
行政法特殊研究Ⅰ	4	福士 明
<p>●授業の到達目標及びテーマ</p> <p>テーマ 受講生の博士論文のテーマに関連する行政法の分野の研究が授業のテーマになる（過年度の受講生の例として、登記官の審査権と国家賠償責任）</p> <p>到達目標 受講生の博士論文のテーマに関連する各国の理論状況についての文献を読むことによって、広い視野を得る。同時に、当該テーマに関して理論的な分析を加えた論文及び判例理論を検討することにより、例えば、修士論文のテーマに新たな視角を提供し、博士論文の構想へと繋げることが到達目標である。</p>		
<p>●授業の概要</p> <p>受講生の博士論文のテーマに関連する各国の理論状況に関する文献および当該テーマに関して理論的な分析を加えた論文及び判例に関して、受講者に予め整理して報告してもらい、これに関して私が質問・コメント等をし、受講生と討論して、理解を深める。</p> <p>以下の授業計画は、過年度の受講生に関するもので、例示であり、受講生が考える博士論文のテーマにより、変動する。</p>		
<p>●授業計画</p> <p>第1回 ガイダンス</p> <p>第2回 園部「国家補償法の意義」テキスト①1頁以下。</p> <p>第3回 国家補償法の歴史的展開と動向①田中館「日本」テキスト①161頁以下。</p> <p>第4回 国家補償法の歴史的展開と動向②滝沢「フランス」(1)テキスト①11-30頁。</p> <p>第5回 国家補償法の歴史的展開と動向③滝沢「フランス」(2)テキスト①30-54頁。</p> <p>第6回 国家補償法の歴史的展開と動向④宇賀「ドイツ」(1)テキスト①55-74頁。</p> <p>第7回 国家補償法の歴史的展開と動向⑤宇賀「ドイツ」(1)テキスト①74-90頁。</p> <p>第8回 国家補償法の歴史的展開と動向⑥木村「イギリス」(1)テキスト①91-108頁。</p> <p>第9回 国家補償法の歴史的展開と動向⑦木村「イギリス」(2)テキスト①108-129頁。</p> <p>第10回 国家補償法の歴史的展開と動向⑧植村「アメリカ」(1)テキスト①131-146頁。</p> <p>第11回 国家補償法の歴史的展開と動向⑨植村「アメリカ」(2)テキスト①146-158頁。</p> <p>第12回 基本的文献の検討①雄川一郎「国家賠償総論」テキスト③1頁以下。</p> <p>第13回 基本的文献の検討②稲葉馨「公権力の行使にかかわる賠償責任」テキスト③17頁以下。</p> <p>第14回 基本的文献の検討③木村実「製造物にかかわる賠償責任」テキスト③59頁以下。</p> <p>第15回 国家補償法の各国比較に関する総論的検討と後期までに行う作業の指導</p> <p>第16回 後期・ガイダンス・国家賠償の各要件に関する理論的検討の必要性と修士論文の関係の検討</p> <p>第17回 国家賠償要件の検討①須藤「公権力の行使に当たる公務員」テキスト②61頁以下。</p> <p>第18回 国家賠償要件の検討②村上「行政権の行使における違法と国家賠償法上の違法」テキスト②95頁以下。</p> <p>第19回 国家賠償要件の検討③神橋「行政救済法における違法性」テキスト④211頁以下。</p> <p>第20回 判例理論の検討①バトカー追跡による第三者の損害 テキスト⑤216事件</p> <p>第21回 判例理論の検討②法令解釈の誤りと国家賠償責任 テキスト⑤220事件</p> <p>第22回 国家賠償要件の検討④本田「行政救済法における権利・利益」テキスト④237頁以下。</p> <p>第23回 判例理論の検討③申請処理の遅延による精神的損害の賠償 テキスト⑤218事件</p> <p>第24回 国家賠償訴訟 竜崎「国家賠償訴訟における主張・立証責任」テキスト③275頁以下。</p> <p>第25回 判例理論の検討④賠償請求の前提としての無効確認請求と訴えの利益 最判昭36年4月21日民集15巻4号850頁</p> <p>第26回 判例理論の検討⑤課税処分と国家賠償 テキスト⑤233事件</p> <p>第27回 受講生の修士論文の再検討①比較法の観点から</p> <p>第28回 受講生の修士論文の再検討②違法性の観点から</p> <p>第29回 受講生の修士論文の総論的検討</p> <p>第30回 受講生の修士論文の総論的検討による博士論文の方向性の検討</p>		
<p>●準備学習の内容</p> <p>受講生は、各授業のテーマに関して指示された判例・文献等进行分析・整理して報告し、又は指示された作業をしてくる必要があります(2時間以上の予習が必要です)。</p>		
<p>●テキスト</p> <p>①西村宏一ほか編『国家補償法大系1 国家補償法の理論』(日本評論社, 1987年), ②西村宏一ほか編『国家補償法大系2 国家賠償法の課題』(日本評論社, 1987年), ③雄川一郎ほか編『現代行政法体系6 国家補償』(有斐閣, 1983年), ④磯部力ほか編『行政法の新構想Ⅲ 行政救済法』(有斐閣, 2008年), ⑤齋藤誠・山本隆司編『行政判例百選Ⅱ(第8版)』(有斐閣, 2022年)</p>		
<p>●参考書</p> <p>授業中に説明します。</p>		
<p>●学生に対する評価</p> <p>報告内容(50%), 発言内容(20%), 受講姿勢(30%)によって評価します。評価の諸要素一報告内容, 発言内容, 受講姿勢一については、授業の内外で、適宜、受講生にコメントしフィードバックします。</p>		

■授業科目	■単位	■担当教員
行政法特殊研究Ⅱ	4	福士 明
<p>●授業の到達目標及びテーマ</p> <p>テーマ 受講生の博士論文のテーマに関連する比較法研究が授業のテーマになる（過年度の受講生の例として、登記官の審査権と国家賠償責任）</p> <p>到達目標 受講生の博士論文のテーマに関する比較法の観点と関連する行政法の論点との比較という観点から基本的文献および判例を検討し、博士論文の構想を練ることが到達目標である。</p>		
<p>●授業の概要</p> <p>受講生の博士論文のテーマに関する諸外国の法制度および関連する行政法上の論点に関する基本的文献および判例について、受講者に予め整理して報告してもらい、これに関して私が質問・コメント等をし、受講生と討論して、理解を深める。その後、例えば、修士論文を土台として、行政法特殊研究Ⅰで修得した知識を基にし、博士論文の構想を練ってもらう。</p> <p>以下は、過年度の学生に関する授業計画であり、例示である。受講生の博士論文のテーマに応じて、授業計画は、変動する。</p>		
<p>●授業計画</p> <p>第1回 ガイダンス・比較の視点の設定</p> <p>第2回 修士論文に基づく登記官の国家賠償責任に関する日本法の確認</p> <p>第3回 登記官の国家賠償責任に関するアメリカ法(1)法制度</p> <p>第4回 登記官の国家賠償責任に関するアメリカ法(2)学説</p> <p>第5回 登記官の国家賠償責任に関するアメリカ法(3)判例</p> <p>第6回 登記官の国家賠償責任に関するイギリス法(1)法制度</p> <p>第7回 登記官の国家賠償責任に関するイギリス法(2)学説</p> <p>第8回 登記官の国家賠償責任に関するイギリス法(3)判例</p> <p>第9回 登記官の国家賠償責任に関するドイツ法(1)法制度</p> <p>第10回 登記官の国家賠償責任に関するドイツ法(2)学説</p> <p>第11回 登記官の国家賠償責任に関するドイツ法(3)判例</p> <p>第12回 登記官の国家賠償責任に関するフランス法(1)法制度</p> <p>第13回 登記官の国家賠償責任に関するフランス法(2)学説</p> <p>第14回 登記官の国家賠償責任に関するフランス法(3)判例</p> <p>第15回 日本法との比較からする外国法の総論的検討</p> <p>第16回 後期・ガイダンス・比較対象とする責任主体の検討</p> <p>第17回 公証人の国家賠償責任(1)基本的文献 吉井「公証人の責任」</p> <p>第18回 公証人の国家賠償責任(2)判例</p> <p>第19回 印鑑証明担当者の国家賠償責任(1)基本的文献 古崎「印鑑証明と国家賠償責任」</p> <p>第20回 印鑑証明担当者の国家賠償責任(2)判例</p> <p>第21回 国会議員の国家賠償責任(1)基本的文献 古崎「立法活動と国家賠償責任」</p> <p>第22回 国会議員の国家賠償責任(2)判例</p> <p>第23回 検察官の国家賠償責任(1)基本的文献 古崎「無罪と国家賠償責任」</p> <p>第24回 検察官の国家賠償責任(2)判例</p> <p>第25回 裁判官の国家賠償責任(1)基本的文献 古崎「裁判官の職務活動と国家賠償責任・再論」</p> <p>第26回 裁判官の国家賠償責任(2)判例</p> <p>第27回 修士論文を基礎とする受講者による博士論文の構想報告</p> <p>第28回 博士論文の構想報告に対する検討①考察の対象とする項目の観点から</p> <p>第29回 博士論文の構想報告に対する検討②方法論の観点から</p> <p>第30回 博士論文の構想に関する総論的検討</p>		
<p>●準備学習の内容</p> <p>受講生は、各授業のテーマに関して指示された法令、文献、判例等进行分析・整理して報告し、又は指示された作業をしてくる必要があります(2時間以上の予習が必要です)。</p>		
<p>●テキスト</p> <p>特になし。</p>		
<p>●参考書</p> <p>授業中に説明します。</p>		
<p>●学生に対する評価</p> <p>報告内容(50%), 発言内容(20%), 受講姿勢(30%)によって評価します。評価の諸要素一報告内容, 発言内容, 受講姿勢一については、授業の内外で、適宜、受講生にコメントしフィードバックします。</p>		

■授業科目	■単位	■担当教員
行政法特殊研究Ⅲ	4	福士 明
●授業の到達目標及びテーマ テーマ 受講生の博士論文のテーマが授業のテーマになる（過年度の受講生の例として、登記官の審査権と国家賠償責任） 到達目標 博士論文を完成させることである。		
●授業の概要 受講生の博士論文のテーマに応じて、授業計画は、変更される。以下は、過年度の学生に関する授業計画であり、例示である。 授業では、修士論文と行政法特殊研究Ⅰ・Ⅱで獲得した知見を基礎とする博士論文の構想を基盤として、これに修正を行いつつ博士論文を完成させる作業を行う。授業では、受講生がまとまりのある章ないし節ごとに、博士論文の構想内容の報告をして、それに関して私が質問・コメント等論文指導をし、討論の後、受講生が報告内容に修正を施してこれを報告し、博士論文を完成させる。 なお、授業計画は、論文作成の進行状況により変動する。		
●授業計画 第1回 ガイダンス 第2回 論文構想報告(1)わが国の国家賠償制度－概要・立法過程（第1章第1節） 第3回 論文指導(1)わが国の国家賠償制度－概要・立法過程（第1章第1節） 第4回 論文修正報告(1)わが国の国家賠償制度－概要・立法過程（第1章第1節） 第5回 論文構想報告(2)わが国の国家賠償制度－要件に関する学説・判例（第1章第2節、第3節） 第6回 論文指導(2)わが国の国家賠償制度－要件に関する学説・判例（第1章第2節、第3節） 第7回 論文修正報告(2)わが国の国家賠償制度－要件に関する学説・判例（第1章第2節、第3節） 第8回 論文構想報告(3)登記の法制度・登記官の賠償責任に関する学説（第2章第1節、第2節） 第9回 論文指導(3)登記の法制度・登記官の賠償責任に関する学説（第2章第1節、第2節） 第10回 論文修正報告(3)登記の法制度・登記官の賠償責任に関する学説（第2章第1節、第2節） 第11回 論文構想報告(4)登記官の賠償責任の判例分析（第2章第3節） 第12回 論文指導(4)登記官の賠償責任の判例分析（第2章第3節） 第13回 論文修正報告(4)登記官の賠償責任の判例分析（第2章第3節） 第14回 論文指導(5)これまでの報告内容に対する総合的な論文指導 第15回 論文指導(6)これまでの論文指導を踏まえ後期までに行う作業の検討 第16回 後期・ガイダンス・論文構想報告(5) 登記に関する諸外国の法制・ドイツ（第3章第1節） 第17回 論文指導(7)登記に関する諸外国の法制・ドイツ（第3章第1節） 第18回 論文修正報告(5)登記に関する諸外国の法制・ドイツ（第3章第1節） 第19回 論文構想報告(6)登記に関する諸外国の法制・イギリス（第3章第2節） 第20回 論文指導(8)登記に関する諸外国の法制・イギリス（第3章第2節） 第21回 論文修正報告(6)登記に関する諸外国の法制・イギリス（第3章第2節） 第22回 論文構想報告(7)登記官の賠償責任に関する解釈論および立法論の提言:各主体の賠償責任（第4章第1節） 第23回 論文指導(9)登記官の賠償責任に関する解釈論および立法論の提言:各主体の賠償責任（第4章第1節） 第24回 論文修正報告(7)登記官の賠償責任に関する解釈論および立法論の提言:各主体の賠償責任（第4章第1節） 第25回 論文構想報告(8)登記官の賠償責任に関する解釈論および立法論の提言:解釈論の提言・立法論の提言（第4章第2節、第3節） 第26回 論文指導(9)登記官の賠償責任に関する解釈論および立法論の提言:解釈論の提言・立法論の提言（第4章第2節、第3節） 第27回 論文修正報告(8)登記官の賠償責任に関する解釈論および立法論の提言:解釈論の提言・立法論の提言（第4章第2節、第3節） 第28回 博士論文全体の検討(1)内容上の見地から 第29回 博士論文全体の検討(2)文献引用の仕方等体裁の見地から 第30回 博士論文の完成		
●準備学習の内容 受講生は、各授業のテーマに関して指示された報告の準備をし又は指示された作業をしていく必要があります（2時間以上の予習が必要です）。		
●テキスト 特になし。		
●参考書 授業中に説明します。		
●学生に対する評価 報告内容（30%）、発言内容（20%）および博士論文の内容（50%）で評価します。評価の諸要素－報告内容、発言内容、博士論文の内容－については、授業の内外で、適宜、受講生にコメントしフィードバックします。		

■授業科目	■単位	■担当教員
民法特殊研究Ⅰ	4	内山 敏和
●授業の到達目標及びテーマ 民法上の基本的制度及び先端的問題を研究できる基礎力をつけることを目的とする。テーマは、民法（債権関係）改正法に留意した民法総則上の重要問題に関する判例・学説の研究である。		
●授業の概要 各回のテーマについて、報告と討論を中心に行なう。あわせて、博士論文完成に向けた論文作成指導を行なう。		
●授業計画 第1回 オリエンテーション（テーマ、判例、論文の打合せ） 第2回 信義誠実の原則・権利濫用（判例〔物権的請求事例を中心に〕・検討） 第3回 信義誠実の原則・権利濫用（判例〔消費者契約法違反事例を中心に〕・検討） 第4回 信義誠実の原則・権利濫用（論文・検討） 第5回 法人の重要問題（判例〔営利法人事例を中心に〕・検討） 第6回 法人の重要問題（判例〔非営利法人事例を中心に〕・検討） 第7回 法人の重要問題（論文〔営利法人事例を中心に〕・検討） 第8回 法人の重要問題（論文〔非営利法人事例を中心に〕・検討） 第9回 錯誤の重要問題（判例〔表示錯誤事例を中心に〕・検討） 第10回 錯誤の重要問題（判例〔動機錯誤事例を中心に〕・検討） 第11回 錯誤の重要問題（論文〔表示錯誤事例を中心に〕・検討） 第12回 錯誤の重要問題（論文〔動機錯誤事例を中心に〕・検討） 第13回 表見代理の重要問題（判例・検討） 第14回 表見代理の重要問題（論文〔代理権授与表示を中心に〕・検討） 第15回 表見代理の重要問題（論文〔正当理由を中心に〕・検討） 第16回 無権代理の重要問題（判例・検討） 第17回 無権代理の重要問題（論文〔無権代理人の責任を中心に〕・検討） 第18回 無権代理の重要問題（論文〔無権代理・他人物売買と相続を中心に〕・検討） 第19回 時効通則の重要問題（判例・検討） 第20回 時効通則の重要問題（論文〔存在理由論を中心に〕・検討） 第21回 時効通則の重要問題（論文〔援用権者の範囲論を中心に〕・検討） 第22回 取得時効の重要問題（判例・検討） 第23回 取得時効の重要問題（論文〔比較法を中心に〕・検討） 第24回 取得時効の重要問題（論文〔取得時効と登記の問題を中心に〕・検討） 第25回 消滅時効の重要問題（判例・検討） 第26回 消滅時効の重要問題（論文〔消滅時効の起算点を中心に〕・検討） 第27回 消滅時効の重要問題（論文〔一部請求と時効完成猶予・更新を中心に〕・検討） 第28回 消滅時効の重要問題（論文〔債権法改正を中心に〕・検討） 第29回 除斥期間（判例・検討） 第30回 除斥期間（論文・検討）		
●準備学習の内容 報告者は、各回のテーマに関する判例・学説の状況を報告する準備を行なう（レジュメ作成に2時間）。他の者は、事前に文献を熟読しておくこと（2時間）。復習に2時間。取り上げる判例・事前に読むべき論文については、オリエンテーションで、受講者とともに決定する。		
●テキスト 特になし。		
●参考書 特になし。		
●学生に対する評価 報告および討論の内容を各50%の割合で評価する。これらの評価については、後日、文書で説明する。		

■授業科目 民法特殊研究Ⅱ	■単位 4	■担当教員 内山 敏和
●授業の到達目標及びテーマ 民法上の基本的制度及び先端的問題を研究できる基礎力をつけることを目的とする。テーマは、民法（債権関係）改正法に留意した物権法上の重要問題に関する判例・学説の研究である。		
●授業の概要 各回のテーマについて、報告と討論を中心に行なう。あわせて、博士論文完成に向けた論文作成指導を行なう。		
●授業計画 第1回 オリエンテーション（テーマ、判例、論文の打合せ） 第2回 物権的請求権と費用負担（判例・検討） 第3回 物権的請求権と費用負担（論文〔比較法に関するものを中心に〕・検討） 第4回 物権的請求権と費用負担（論文〔日本法に関するものを中心に〕・検討） 第5回 占有の訴えと本権の訴えの関係（判例・検討） 第6回 占有の訴えと本権の訴えの関係（論文〔訴訟物・重複基礎・既判力との関係に関するものを中心に〕・検討） 第7回 占有の訴えと本権の訴えの関係（論文〔本件に基づく抗弁・反訴・別訴に関するものを中心に〕・検討） 第8回 付合（判例〔不動産の付合に関するもの〕・検討） 第9回 付合（判例〔動産の付合に関するもの〕・検討） 第10回 付合（論文〔不動産の付合に関するもの〕・検討） 第11回 付合（論文〔動産の付合に関するもの〕・検討） 第12回 共有制度の重要問題（判例〔実体法上の問題に関するもの〕・検討） 第13回 共有制度の重要問題（判例〔訴訟法上の問題に関するもの〕・検討） 第14回 共有制度の重要問題（論文〔訴訟法上の問題に関するもの〕・検討） 第15回 共有制度の重要問題（論文〔実体法上の問題に関するもの〕・検討） 第16回 留置権の重要問題（論文・検討） 第17回 留置権の重要問題（判例・検討） 第18回 先取特権の重要問題（判例・検討） 第19回 先取特権の重要問題（論文・検討） 第20回 抵当権の重要問題（判例〔抵当権の及ぶ範囲に関するもの〕・検討） 第21回 抵当権の重要問題（判例〔抵当権の物上代位に関するもの〕・検討） 第22回 抵当権の重要問題（論文〔抵当権の及ぶ範囲に関するもの〕・検討） 第23回 抵当権の重要問題（論文〔抵当権の物上代位に関するもの〕・検討） 第24回 事業譲渡と根抵当権（判例・検討） 第25回 事業譲渡と根抵当権（論文・検討） 第26回 譲渡担保の法的構成と効力（判例・検討） 第27回 譲渡担保の法的構成と効力（論文・検討） 第28回 集合債権の譲渡担保（判例・検討） 第29回 集合債権の譲渡担保（論文・検討） 第30回 新たな資金調達仕組み（論文・検討）		
●準備学習の内容 報告者は、民法（債権関係）改正法に留意しつつ、各回のテーマに関する判例・学説の状況を報告する準備を行なう（レジュメ作成に2時間）。その他の者は、事前に文献を熟読しておくこと（2時間）。復習に2時間。取り上げる判例・事前に読むべき論文については、オリエンテーションで、受講者とともに決定する。		
●テキスト 特になし。		
●参考書 特になし。		
●学生に対する評価 報告および討論の内容を各50%の割合で評価する。これらの評価については、後日、文書で説明する。		

■授業科目 民法特殊研究Ⅲ	■単位 4	■担当教員 内山 敏和
●授業の到達目標及びテーマ 民法上の基本的制度及び先端的問題を研究できる基礎力をつけることを目的とする。テーマは、民法（債権関係）改正法に留意した債権法上の重要問題に関する判例・学説の研究である。		
●授業の概要 各回のテーマについて、報告と討論を中心に行なう。あわせて、博士論文完成に向けた論文作成指導を行なう。		
●授業計画 第1回 オリエンテーション（テーマ、判例、論文の打合せ） 第2回 当事者の認定（判例・検討） 第3回 当事者の認定（論文・検討） 第4回 損害軽減義務（論文・検討） 第5回 弁済による代位（判例・検討） 第6回 弁済による代位（論文・検討） 第7回 債権侵害（判例〔二重譲渡事例を中心に〕・検討） 第8回 債権侵害（判例〔競争禁止義務違反・不正競争事例を中心に〕・検討） 第9回 債権侵害（論文・検討） 第10回 請求権の競合（判例・検討） 第11回 請求権の競合（論文・検討） 第12回 債権者代位権（改正法の検討を中心に） 第13回 詐害行為取消権（改正法の検討を中心に〔要件論を中心に〕） 第14回 詐害行為取消権（改正法の検討を中心に〔効果論を中心に〕） 第15回 譲渡禁止特約の現代的機能（論文・検討） 第16回 相殺の現代的機能（論文・検討） 第17回 情報提供義務（判例・検討） 第18回 情報提供義務（論文・検討） 第19回 定型約款（改正法の検討を中心に） 第20回 継続的契約関係（判例・検討） 第21回 継続的契約関係（論文・検討） 第22回 契約の第三者効（判例・検討） 第23回 契約の第三者効（論文・検討） 第24回 現代の無償契約（論文・検討） 第25回 サブリース（判例・検討） 第26回 サブリース（論文・検討） 第27回 信頼関係破壊の法理（判例・論文・検討） 第28回 名誉・プライバシー（判例・検討） 第29回 共同不法行為（判例・検討） 第30回 共同不法行為（論文・検討）		
●準備学習の内容 報告者は、民法（債権関係）改正法に留意しつつ、各回のテーマに関する判例・学説の状況を報告する準備を行なう（レジュメ作成に2時間）。その他の者は、事前に文献を熟読しておくこと（2時間）。復習に2時間。取り上げる判例・事前に読むべき論文については、オリエンテーションで、受講者とともに決定する。		
●テキスト 特になし。		
●参考書 特になし。		
●学生に対する評価 報告および討論の内容を各50%の割合で評価する。これらの評価については、後日、文書で説明する。		

■授業科目	■単位	■担当教員
民法特殊研究 I	4	谷本 陽一
●授業の到達目標及びテーマ 【テーマ】契約法の博士論文の作成に必要な比較法の能力の養成 【到達目標】(1)外国語の論文を正確に翻訳する能力の習得, (2)日本法と外国法の差異を考慮に入れて比較検討する技術の習得		
●授業の概要 MELVIN A. EISENBERG, FOUNDATIONAL PRINCIPLES OF CONTRACT LAW (2018) を輪読する。		
●授業計画 第1回 ガイダンス 第2回 前提作業, 対象と範囲, 術語 第3回 Theories of Contract Law 1 - Formalist Theories 第4回 Theories of Contract Law 2 - Interpretive Theories, Normative Theories 第5回 Four Underlying Principles of Contract Law and the Foundational Contract-Law Standard 第6回 The Transformation of Contract Law from Classical to Modern 第7回 契約法理論のまとめ - 日本法との比較 第8回 Bargain Promises and the Bargain Principle 1 - Structural Agreements 第9回 Bargain Promises and the Bargain Principle 2 - The Legal-Duty Rule 第10回 Bargain Promises and the Bargain Principle 3 - Surrender of or Forbearance to Assert a Claim That Turns Out to Be Invalid 第11回 Bargain Promises and the Bargain Principle 4 - The Doctrine of Mutuality and the Illusory-Promise Rule 第12回 The Theory of Efficient Breach 1 - The Overbidder Paradigm 第13回 The Theory of Efficient Breach 2 - The Loss Paradigm 第14回 約束の強制可能性のまとめ - 日本法との比較 第15回 The Unconscionability Principle 1 - Introduction 第16回 The Unconscionability Principle 2 - Distress 第17回 The Unconscionability Principle 3 - Price-Gouging, Transactional Incapacity, Unfair Persuasion 第18回 The Unconscionability Principle 4 - Unfair Surprise, Sales at Above-Market Prices and the Exploitation of Price-Ignorance 第19回 The Unconscionability Principle 5 - Substantive Unconscionability 第20回 Donative Promises 1 - Simple Donative Promises 第21回 Donative Promises 2 - Formal Donative Promises 第22回 Donative Promises 3 - Promise Based on a Moral Obligation to Compensate for a Prior Benefit 第23回 Donative Promises 4 - The Role of Reliance 第24回 Donative Promises 5 - The Life of Reliance 第25回 The Duty to Rescue in Contract Law 1 - The No-Duty Rule, Offer and Acceptance 第26回 The Duty to Rescue in Contract Law 2 - Performance 第27回 The Mitigation Principle 第28回 契約法における精神的要素のまとめ - 日本法との比較 第29回 総括 - Eisenbergの契約観 第30回 総括 - アメリカ法と日本法との接合に関する諸問題		
●準備学習の内容 各回の範囲を読み, 少なくとも口頭で概要を説明することができるようにしておくこと (3時間程度)。 ※ 翻訳を作成することは禁止しないが, それを読み上げるだけの報告は許さない。 ※ 一度作成した翻訳を何度も推敲することが翻訳の能力, ひいては日本語の文章力を高める。 フィードバックに従って復習すること (1時間程度)。		
●テキスト 必要に応じてコピーを配付する。		
●参考書 適宜指示する。		
●学生に対する評価 【評価】授業での発言・態度50%, 報告50% 【フィードバック】授業内でフィードバックする		

■授業科目	■単位	■担当教員
民法特殊研究 II	4	谷本 陽一
●授業の到達目標及びテーマ 【テーマ】博士論文の作成に向けた準備 【到達目標】(1)博士論文のテーマ決定, (2)基本文献の収集・読み込み, (3)プランの確定		
●授業の概要 博士論文のテーマを確定し, その分野の文献を渉猟して, 完成までのプランを作成するとともに, 部分々々の下書きを進める。		
●授業計画 第1回 ガイダンス 第2回 修士論文との接続 第3回 テーマ決定1 - 分野の絞り込み 第4回 テーマ決定2 - 比較法の対象決定 第5回 テーマ決定3 - テーマの具体化 第6回 テーマ決定4 - テーマ決定と現時点におけるストーリーの確認 第7回 日本法に関する文献調査1 - 主要文献の調査 第8回 日本法に関する文献調査2 - 主要文献の読み込み 第9回 日本法に関する文献調査3 - 主要文献のまとめ 第10回 日本法に関する文献調査4 - 芋蔓式文献調査 第11回 日本法に関する文献調査5 - 文献の読み込み 第12回 日本法に関する文献調査6 - 文献のまとめと補充 第13回 日本法に関する文献調査7 - 日本法に関するまとめ 第14回 日本法におけるテーマの定位 第15回 日本法に関する中間報告と今後の検討課題の設定 第16回 外国法に関する文献調査1 - 主要文献の調査 第17回 外国法に関する文献調査2 - 主要文献の読み込み 第18回 外国法に関する文献調査3 - 主要文献のまとめ 第19回 外国法に関する文献調査4 - 議論状況の確認 第20回 外国法に関する文献調査5 - 芋蔓式文献調査 第21回 外国法に関する文献調査6 - 文献の読み込み 第22回 外国法に関する文献調査7 - 文献のまとめと補充 第23回 外国法に関する文献調査8 - 外国法に関するまとめ 第24回 外国法におけるテーマの定位 第25回 外国法に関する中間報告と今後の課題設定 第26回 博士論文のプランの作成 第27回 博士論文のプランの検討 第28回 博士論文のプランの具体化 第29回 中間報告と次年度のプランの検討 第30回 総括		
●準備学習の内容 文献の調査報告の準備 (2時間程度), フィードバックに基づく修正と再調査 (2時間程度)。 なお, 日常的に文献を収集し, 読み込むことが当然の前提である。		
●テキスト 特になし。		
●参考書 適宜指示する。		
●学生に対する評価 【評価】授業での発言・態度50%, 報告50% 【フィードバック】授業内でフィードバックする		

■授業科目	■単位	■担当教員
民法特殊研究Ⅲ	4	谷本 陽一
●授業の到達目標及びテーマ 【テーマ】博士論文の完成 【到達目標】(1)研究者としての人格を確立する、(2)学位の取得		
●授業の概要 博士論文の執筆状況に応じた指導を行う。		
●授業計画 第1回 ガイダンス 第2回 プランの提出 第3回 プランの検討・修正 第4回 ストーリーの流れの提示 第5回 ストーリーの流れの検討 第6回 ストーリーの流れの修正 第7回 本論1部の報告 第8回 本論1部の検討 第9回 本論1部の修正と整合性確認 第10回 本論2部の報告 第11回 本論2部の検討 第12回 本論2部の修正と整合性確認 第13回 本論3部の報告 第14回 本論3部の検討 第15回 本論3部の修正と整合性確認 第16回 進捗状況・ストーリーの確認 第17回 本論4部の報告 第18回 本論4部の検討 第19回 本論4部の修正と整合性確認 第20回 全体の構成の報告・検討 第21回 全体の構成の修正 第22回 結論の報告・検討 第23回 序論の報告・検討 第24回 論文概要の作成 第25回 論文概要の検討・修正 第26回 アウトラインの整合性とボリュームの調整 第27回 脚注の確認・修正 第28回 参考文献の確認・修正 第29回 完成報告・検討・修正 第30回 総括		
●準備学習の内容 論文の執筆を進める。適宜指導を求める。 新たに執筆が進んだ部分を既に執筆した部分と統合して、振り返り、報告準備をする作業（2時間程度）。 フィードバックに基づく修正と再調査（2時間）。		
●テキスト 特になし。		
●参考書 適宜指示する。		
●学生に対する評価 【評価】博士論文の完成度80%、報告20% 【フィードバック】授業内でフィードバックする		

■授業科目	■単位	■担当教員
民法特殊研究Ⅰ	4	千葉 華月
●授業の到達目標及びテーマ 到達目標：親族法上の重要な問題に関する判例、学説の検討を通じて、親族法の基本原則を学び、問題を分析、検討できるようになる。 テーマ：親族法（実子、養子）の重要問題に関する判例・学説の研究を行うこと。博士論文作成にむけて、論文の執筆方法もあわせて学ぶ。基本的には、我が国の判例、学説の検討を行うが、必要に応じて外国法の文献も取り扱う。		
●授業の概要 受講者の報告後、質疑応答を行った上で、皆で議論する。		
●授業計画 第1回 オリエンテーション：博士論文のテーマについての相談と授業の進め方についての説明 第2回 実子と養子：概要 第3回 実子(1)親子関係：基本的枠組み 第4回 実子(3)母子関係 第5回 実子(4)母子関係に関する重要な判例 第6回 実子(5)父子関係 第7回 実子(6)嫡出推定・推定される嫡出子 第8回 実子(7)嫡出推定に関する重要な判例 第9回 オリエンテーション：博士論文のテーマについての相談と授業の進め方についての説明 実子と養子：概要 実子(1)親子関係：基本的枠組み 実子(3)母子関係 実子(4)母子関係に関する重要な判例 実子(5)父子関係 実子(6)嫡出推定・推定される嫡出子 実子(7)嫡出推定に関する重要な判例 第10回 実子(8)嫡出否認 第11回 実子(9)推定を受けない嫡出子 第12回 実子(10)推定の及ばない子 第13回 実子(11)嫡出でない子 第14回 実子(12)任意認知 第15回 実子(13)強制認知 第16回 実子(14)DNA鑑定の利用 第17回 実子(15)嫡出でない子：外国法 第18回 実子(16)生殖補助医療と親子関係：概要 第19回 実子(17)生殖補助医療と親子関係に関する重要な判例① 第20回 実子(18)生殖補助医療と親子関係に関する重要な判例② 第21回 実子(19)生殖補助医療と親子関係に関する重要な判例③ 第22回 実子(20)生殖補助医療と親子関係に関する立法の動向 第23回 実子(21)生殖補助医療と親子関係：外国法 第24回 養子(1)基本的枠組み 第25回 養子(2)普通養子 第26回 養子(3)普通養子に関する重要な判例 第27回 養子(4)離縁 第28回 養子(5)特別養子 第29回 養子(6)特別養子：民法改正 第30回 養子(7)特別養子に関する重要な判例		
●準備学習の内容 報告者は、事前にレジюмеを作成し、配付することが望まれる。その他の受講者は、指定された文献または判例を熟読してから授業に参加すること。レジюме作成に1時間、復習に1時間。		
●テキスト 第1回目の授業時に説明する。		
●参考書 適宜指示する。		
●学生に対する評価 報告内容（30%）、発言（20%）、レポート（50%）を総合して評価する。評価についてはフィードバックする。		

■授業科目 民法特殊研究Ⅱ	■単位 4	■担当教員 千葉 華月
●授業の到達目標及びテーマ 到達目標：親族法上の重要な問題に関する判例、学説の検討を通じて、親族法の基本原理を学び、先端的問題を研究することができる。博士論文作成にむけて、論文の執筆方法もあわせて学び論文を書く力がつく。基本的には、我が国の判例、学説の検討を行うが、必要に応じて外国法の文献も取り扱う。 テーマ：日本と諸外国の親族法の基本原理を学ぶこと		
●授業の概要 親族法（親権、後見）における基本原理を学び、先端的問題について検討すること。		
●授業計画 第1回 オリエンテーション：授業の進め方に関する説明 第2回 親権(1)親権の帰属 第3回 親権(2)親権の行使：身上監護 第4回 親権(3)親権の行使：財産管理 第5回 親権(4)親子間の利益相反行為 第6回 親権(5)親子間の利益相反行為に関する重要な判例 第7回 親権(6)親権の制限（親権喪失、親権停止、管理権喪失） 第8回 親権(7)親権の制限：2011年民法改正 第9回 親権(8)親権の制限に関する重要な判例 第10回 親権(9)離婚後の親子 第11回 親権(10)離婚後の親権者・監護者の指定 第12回 親権(11)子の年齢および成熟性と子の意思の考慮 第13回 親権(12)子の年齢および成熟性と子の意思の考慮：外国法 第14回 親権(13)離婚後の親権者・監護者の指定に関する重要な判例 第15回 親権(14)離婚後の親権・監護権のあり方をめぐる議論 第16回 親権(15)離婚後の親権・監護権のあり方をめぐる議論：外国法 第17回 親権(16)面会交流 第18回 親権(17)養育費の取り決め 第19回 親権(18)子の引渡し 第20回 親権(19)子の引渡しに関する重要な判例 第21回 後見(1)未成年後見 第22回 後見(2)成年後見：法定後見と任意後見 第23回 後見(3)成年後見，法定後見：後見人 第24回 後見(4)成年後見，法定後見：保佐人 第25回 後見(5)成年後見，法定後見：補助人 第26回 後見(6)任意後見 第27回 後見(7)成年後見：超高齢社会と成年後見 第28回 後見(8)成年後見：身上監護をめぐる議論 第29回 後見(9)成年後見：介護をめぐる問題 第30回 後見(10)成年後見：医療をめぐる問題		
●準備学習の内容 報告者は、事前にレジユメを作成し、配付することが望まれる。その他の受講者は、指定された文献、判例を熟読してから授業に参加すること。レジユメ作成に1時間、復習に1時間。		
●テキスト 第1回目の授業時に説明する。		
●参考書 適宜提示する。		
●学生に対する評価 報告内容（30%）、発言（20%）、レポート（50%）を総合して評価する。評価についてはフィードバックする。		

■授業科目 民法特殊研究Ⅲ	■単位 4	■担当教員 千葉 華月
●授業の到達目標及びテーマ 到達目標：スウェーデン親族法の基本原理と諸制度を学び、スウェーデン親族法の法改正に向けた議論についても検討し、スウェーデン親族法の現状を理解することができる。博士論文作成にむけて、外国法文献の読み方についても勉強し、着実に読めるようになる。 テーマ：スウェーデンの親族法の基本原理と諸制度を学ぶこと		
●授業の概要 授業では、受講者の報告後、皆で論文、教科書または政府報告書を熟読し、議論する。		
●授業計画 第1回 オリエンテーション：授業についての説明，外国法文献の読み方についての説明 第2回 スウェーデン家族法の概要 第3回 婚姻(1)婚姻の成立 第4回 婚姻(2)婚姻の効果 第5回 婚姻(3)婚姻法の改正 第6回 離婚(1)離婚の成立 第7回 離婚(2)離婚の効果 第8回 同居生活に関する法律 第9回 同居生活の解消 第10回 同性婚(1)パートナーシップ登録法 第11回 同性婚(2)パートナーシップ登録法の廃止 第12回 平等の原則：婚姻夫婦，サンボ，同性カップル，単身者 第13回 行政による家族支援，家事紛争と裁判所の役割 第14回 親子法改革 第15回 親子関係の確定(1)母子関係 第16回 親子関係の確定(2)父子関係 第17回 生殖補助医療と親子関係(1)生殖補助医療への規制 第18回 生殖補助医療と親子関係(2)親子関係 第19回 生殖補助医療と親子関係(3)最高裁判決を読む 第20回 生殖補助医療と親子関係(4)法改革：政府報告書を読む 第21回 監護(1)概要 第22回 監護(2)離婚，サンボ解消後の共同監護 第23回 監護(3)離婚，サンボ解消後の単独監護に関する議論 第24回 監護(4)監護権への制限，行政の関与と裁判所の役割 第25回 監護(5)法改革：政府報告書を読む① 第26回 監護(6)法改革：政府報告書を読む② 第27回 居所 第28回 面会交流 第29回 後見(1)God man, förvaltare, förmyndare 第30回 後見(2)法改革：政府報告書を読む		
●準備学習の内容 準備学習の内容 報告者は、事前にレジユメを作成し、配付することが望まれる。その他の受講者は、指定された文献を熟読してから授業に参加すること。レジユメ作成に1時間、復習に1時間。		
●テキスト 第1回目の授業時に説明するが、スウェーデン語または英語の文献を読む予定である。		
●参考書 適宜提示する。		
●学生に対する評価 報告内容（30%）、発言（20%）、レポート（50%）を総合して評価する。評価についてはフィードバックする。		

■授業科目 商法特殊研究 I	■単位 4	■担当教員 草間 秀樹
●授業の到達目標及びテーマ 主要なテーマは、イギリスのコーポレート・ガバナンスである。それに関するテキストを読みながら、受講者の問題意識を高めることが授業の到達目標である。		
●授業の概要 受講者による翻訳をチェックしたうえで、わが国の制度との比較検討を行う。		
●授業計画 第1回 オリエンテーション 第2回 Introduction (CA 2006 reforms) 第3回 Appointment and Vacation of Office (1)Board appointments 第4回 Appointment and Vacation of Office (2) Vacation of Office 第5回 Appointment and Vacation of Office (3)Shadow directors and de facto directors 第6回 Director' Duties (1)To Whom do the general duties apply? 第7回 Directors' Duties (2)The general duties 第8回 Directors' Duties (3)Duty to act within powers 第9回 Directors' Duties (4)Duty to exercise independent judgment 第10回 Directors' Duties (5)Duty to exercise reasonable care, skill and diligence 第11回 Directors' Duties (6)Duty to avoid conflicts of interest 第12回 Potential Liabilities 第13回 Fair Dealing and Connected Persons 第14回 Remuneration of directors 第15回 Share Dealing by Directors and Connected Persons 第16回 Directors' Powers and Proceedings 第17回 Corporate Governance (1)Introduction 第18回 Corporate Governance (2)Background 第19回 Corporate Governance (3)The UK Corporate Governance Code 第20回 Corporate Governance (4)The Stewardship Code 第21回 Corporate Governance (5)The corporate governance implications of the CA 2006 第22回 Directors Facing Disputes 第23回 Duties of Directors Facing Insolvency (1)Statutory duties under IA 1986 第24回 Duties of Directors Facing Insolvency (2)Fiduciary and statutory duties of directors 第25回 Regulatory Investigations (1) Investigations under the Companies Acts and by the Financial Services Regulators 第26回 Regulatory Investigations (2)Limits on investigative powers 第27回 Disqualification of Directors (1)Procedure 第28回 Disqualification of Directors (2)Determining unfitness 第29回 Disqualification of Directors (3) Disqualification undertakings 第30回 総括		
●準備学習の内容 テキストの指定された箇所を翻訳(抄訳)し、基本的に、報告用のレジюмеを作成する(報告用のレジюме作成に1時間30分、フィードバックに基づく修正に30分)。		
●テキスト Tim Boxell, A Practitioner's Guide to Directors' Duties and Responsibilities, Sixth Edition (SWEET & MAXWELL, 2019)		
●参考書 必要に応じて指示する。		
●学生に対する評価 授業における報告100%で評価する。フィードバック：報告内容に関するコメントは基本的に授業内で行います。		

■授業科目 商法特殊研究 II	■単位 4	■担当教員 草間 秀樹
●授業の到達目標及びテーマ 大きなテーマとしては、日・米・英国におけるコーポレート・ガバナンスの比較研究であるが、具体的に取り扱うべきテーマについては受講者の関心による。本授業では、博士論文の構想を固めていくことを到達目標とする。		
●授業の概要 商法特殊研究 I において関心を抱いたテーマについて、国内・外における判例・学説を広く考察、整理しながら、博士論文の構想を固めていく。		
●授業計画 第1回 オリエンテーション 第2回 問題の所在の明確化 第3回 イギリス法におけるコーポレート・ガバナンスに関する法制度の概観 第4回 イギリス法におけるコーポレート・ガバナンスに関する法制度の考察 第5回 イギリス法におけるコーポレート・ガバナンスに関する法制度の整理 第6回 イギリス法におけるコーポレート・ガバナンスに関する判例の概観 第7回 イギリス法におけるコーポレート・ガバナンスに関する判例の考察 第8回 イギリス法におけるコーポレート・ガバナンスに関する判例の整理 第9回 イギリス法におけるコーポレート・ガバナンスに関する学説の概観 第10回 イギリス法におけるコーポレート・ガバナンスに関する学説の考察 第11回 イギリス法におけるコーポレート・ガバナンスに関する学説の整理 第12回 アメリカ法におけるコーポレート・ガバナンスに関する法制度の概観 第13回 アメリカ法におけるコーポレート・ガバナンスに関する法制度の考察 第14回 アメリカ法におけるコーポレート・ガバナンスに関する法制度の整理 第15回 アメリカ法におけるコーポレート・ガバナンスに関する判例の概観 第16回 アメリカ法におけるコーポレート・ガバナンスに関する判例の考察 第17回 アメリカ法におけるコーポレート・ガバナンスに関する判例の整理 第18回 アメリカ法におけるコーポレート・ガバナンスに関する学説の概観 第19回 アメリカ法におけるコーポレート・ガバナンスに関する学説の考察 第20回 アメリカ法におけるコーポレート・ガバナンスに関する学説の整理 第21回 日本法におけるコーポレート・ガバナンスに関する法制度の概観 第22回 日本法におけるコーポレート・ガバナンスに関する法制度の考察 第23回 日本法におけるコーポレート・ガバナンスに関する法制度の整理 第24回 日本法におけるコーポレート・ガバナンスに関する判例の概観 第25回 日本法におけるコーポレート・ガバナンスに関する判例の考察 第26回 日本法におけるコーポレート・ガバナンスに関する判例の整理 第27回 日本法におけるコーポレート・ガバナンスに関する学説の概観 第28回 日本法におけるコーポレート・ガバナンスに関する学説の考察 第29回 日本法におけるコーポレート・ガバナンスに関する学説の整理 第30回 総括		
●準備学習の内容 基本的に、毎回、報告用のレジюмеを作成し、事前に提出する(報告用のレジюме作成に1時間30分、フィードバックに基づく修正に30分)。		
●テキスト 特に指定しない。		
●参考書 必要に応じて指示する。		
●学生に対する評価 授業における報告100%で評価する。フィードバック：報告内容に関するコメントは基本的に授業内で行います。		

■授業科目	■単位	■担当教員
商法特殊研究Ⅲ	4	草間 秀樹
<p>●授業の到達目標及びテーマ</p> <p>大きなテーマとしては、日・米・英国におけるコーポレート・ガバナンスの比較研究であるが、具体的に取り扱うべきテーマについては受講者の関心による。本授業では、博士論文の完成を到達目標とする。</p>		
<p>●授業の概要</p> <p>商法特殊研究Ⅱにおいて考察・整理してきた事柄に基づき博士論文を作成して頂くことになるが、授業の方式としては、受講者に中間報告を度々して頂き、それに対してこちらから課題を提示し、それをさらに再検討して頂きながら進めていく予定である。なお、下記の授業計画は一応三章から成る論文を作成する場合を想定して記載してあるが、あくまでも目安であり、実際には各受講者の進捗状況等によって随時変更していく。</p>		
<p>●授業計画</p> <p>第1回 オリエンテーション 第2回 博士論文作成に向けての問題意識の確認 第3回 商法特殊研究Ⅱで取り組んだ内容の確認 第4回 博士論文の全体的な流れについての報告 第5回 序論に関する報告 第6回 課題の提示を受けた後の再報告 第7回 序論の文章化 第8回 表現方法等についての指導 第9回 第一章に関する報告 第10回 課題の提示を受けた後の再報告 第11回 第一章の文章化 第12回 構成・内容等に関する指導 第13回 表現方法・注等に関する指導 第14回 第一章と第二章とのつながりに関する指導 第15回 前期総括 第16回 第二章に関する報告 第17回 課題の提示を受けた後の再報告 第18回 第二章の文章化 第19回 構成・内容等に関する指導 第20回 表現方法・注等に関する指導 第21回 第二章と第三章とのつながりに関する指導 第22回 第三章に関する報告 第23回 課題の提示を受けた後の再報告 第24回 第三章の文章化 第25回 構成・内容等に関する指導 第26回 表現方法・注等に関する指導 第27回 結論に関する報告 第28回 課題の提示を受けた後の再報告 第29回 表現方法等についての指導 第30回 博士論文完成への最終チェック</p>		
<p>●準備学習の内容</p> <p>基本的に、毎回、報告用のレジュメを作成し、事前に提出する（報告用のレジュメ作成に1時間30分、フィードバックに基づく修正に30分）。</p>		
<p>●テキスト</p> <p>特に指定しない。</p>		
<p>●参考書</p> <p>必要に応じて指示する。</p>		
<p>●学生に対する評価</p> <p>授業における報告50%、博士論文の内容50%で評価する。フィードバック：報告内容に関するコメントは基本的に授業内で行います。</p>		

■授業科目	■単位	■担当教員
刑法特殊研究Ⅰ	4	神元 隆賢
<p>●授業の到達目標及びテーマ</p> <p>刑法の学術論文の作成をテーマとする。 博士論文を完成させるために必要な理論構成力、文章力を修得し、博士論文の完成像を定め、さらに翌年度での大学院紀要への掲載あるいは学会報告・学会誌掲載を前提とした小型論文の大部分の作成を到達目標とする。</p>		
<p>●授業の概要</p> <p>前半は博士論文の作成準備をし、併せて自らの考えを整理し文章化する訓練をする。後半は博士論文の準備段階として、修士論文をまとめたもの、あるいはその論点の一部を抜粋したものをアップデートし、2万字程度を目安とした（博士論文と比べて、という意味での）小型論文を作成する。テーマすなわち博士論文の題材は第1～4回、小型論文の題材は第16～19回にて決定する。</p>		
<p>●授業計画</p> <p>第1回 講義ガイダンス 第2回 【博士論文】 作成ガイダンス 第3回 問題の設定 第4回 問題の確認と指導 第5回 論文概要の提出 第6回 論文概要の指導 第7回 論文概要の修正 第8回 目次の作成 第9回 目次の指導 第10回 目次の修正 第11回 資料の選定 第12回 資料の収集① 第13回 資料の収集② 第14回 資料の確認 第15回 目次の再修正 第16回 【小型論文】 作成ガイダンス 第17回 問題の設定・論点の選択 第18回 概要の提出・指導 第19回 「はじめに」の作成 第20回 「はじめに」の指導・修正 第21回 第1章の作成 第22回 第1章の指導 第23回 第1章の修正 第24回 第2章の作成 第25回 第2章の指導 第26回 第2章の修正 第27回 第3章の作成 第28回 第3章の指導 第29回 第3章の修正 第30回 まとめ、及び春休み中の課題（第4章、「おわりに」作成）指示</p>		
<p>●準備学習の内容</p> <p>授業前に博士論文のひな形を作成し提出すること。作成時間は3時間以上、フィードバック後の修正は1時間を想定する。</p>		
<p>●テキスト</p> <p>Thomas Fischer, Strafgesetzbuch mit Nebengesetzen 71. Aufl (2024) *なお、本書は例年、12-翌1月頃に改版があるので注意されたい。</p>		
<p>●参考書</p> <p>随時紹介する。</p>		
<p>●学生に対する評価</p> <p>授業態度(30%)、小型論文を含む提出物(70%)で評価する。フィードバックは毎回行う。</p>		

■授業科目 刑法特殊研究Ⅱ	■単位 4	■担当教員 神元 隆賢
<p>●授業の到達目標及びテーマ 刑法の学術論文の作成をテーマとする。 博士論文の主要部分を完成させ、さらに「刑法特殊研究Ⅰ」より引き続き作成していた、2万字程度を目安とした（博士論文と比べて、という意味での）小型論文の完成を最低限の到達目標とする。 さらに可能であれば、小型論文を用いて学会報告を行い、学会誌掲載を果たすことを目標とする。</p>		
<p>●授業の概要 前半は、上記の小型論文を完成させ、さらに可能であれば学会報告を行う。後半は、博士論文の本格執筆に入る。</p>		
<p>●授業計画</p> <p>第1回 講義ガイダンス 【小型論文】 春休みの課題（第4章、「おわりに」）の提出</p> <p>第2回 第4章の指導 第3回 第4章の修正 第4回 「おわりに」の指導 第5回 「おわりに」の修正 第6回 【学会報告】 読み上げ原稿（8000字前後）の作成</p> <p>第7回 読み上げ原稿の指導 第8回 読み上げ原稿の修正 第9回 質疑応答の準備 第10回 学会報告 第11回 学会報告の反省 第12回 【学会誌掲載】 小型論文の学会誌掲載に向けた修正（「はじめに」）</p> <p>第13回 小型論文の学会誌掲載に向けた修正（第1章） 第14回 小型論文の学会誌掲載に向けた修正（第2章） 第15回 小型論文の学会誌掲載に向けた修正（第3章） 夏休みの課題（第4章、「おわりに」修正）指示</p> <p>第16回 小型論文の学会誌掲載に向けた修正（第4章） 第17回 小型論文の学会誌掲載に向けた修正（「おわりに」） 第18回 小型論文の学会誌掲載に向けた修正まとめ 第19回 【博士論文】 目次の見直し</p> <p>第20回 ドイツ語文献資料収集① 第21回 ドイツ語文献資料収集② 第22回 ドイツ語文献資料翻訳① 第23回 ドイツ語文献資料翻訳② 第24回 ドイツ語文献資料翻訳③ 第25回 ドイツ語文献資料翻訳④</p> <p>第26回 「はじめに」の作成 第27回 「はじめに」の指導 第28回 「はじめに」の修正 第29回 「はじめに」の再修正 第30回 まとめ、及び春休み中の課題（「はじめに」以降の作成）指示</p>		
<p>●準備学習の内容 授業前に課題を作成し提出すること。作成時間は3時間以上、フィードバック後の修正は1時間を想定する。</p>		
<p>●テキスト Thomas Fischer, Strafgesetzbuch mit Nebengesetzen 71. Aufl (2024) *なお、本書は例年、12-翌1月頃に改版があるので注意されたい。</p>		
<p>●参考書 随時紹介する。</p>		
<p>●学生に対する評価 授業態度(30%)、小型論文を含む提出物(70%)で評価する。フィードバックは毎回行う。</p>		

■授業科目 刑法特殊研究Ⅲ	■単位 4	■担当教員 神元 隆賢
<p>●授業の到達目標及びテーマ 刑法の学術論文の作成をテーマとする。 博士論文を完成させることを到達目標とする。</p>		
<p>●授業の概要 博士論文の本格執筆を行う。</p>		
<p>●授業計画</p> <p>第1回 講義ガイダンス 【博士論文】 春休みの課題（第1～4章、「おわりに」のひな形）の提出</p> <p>第2回 第1章の指導 第3回 第1章の修正 第4回 第1章の再修正 第5回 第1章の再々修正 第6回 第2章の指導 第7回 第2章の修正 第8回 第2章の再修正 第9回 第3章の指導 第10回 第3章の修正 第11回 第3章の再修正 第12回 第3章の再々修正 第13回 第4章の指導 第14回 第4章の修正 第15回 第4章の再修正 夏休みの課題（第4章の再修正、「おわりに」作成）指示</p> <p>第16回 第4章の再々修正 第17回 「おわりに」の指導 第18回 「おわりに」の修正 第19回 「おわりに」の再修正 第20回 「おわりに」の再々修正 第21回 論文全体の見直し 第22回 論文全体の再見直し・修正 第23回 脚注の確認、修正 第24回 脚注の再修正 第25回 全体の文章表現の確認、修正 第26回 博士論文審査時の読み上げ原稿の作成 第27回 博士論文審査時の読み上げ原稿の指導 第28回 博士論文審査時の読み上げ原稿の修正 第29回 博士論文審査時の読み上げ原稿の再修正 第30回 まとめ</p>		
<p>●準備学習の内容 授業前に課題を作成し提出すること。作成時間は3時間以上、フィードバック後の修正は1時間を想定する。</p>		
<p>●テキスト Thomas Fischer, Strafgesetzbuch mit Nebengesetzen 71. Aufl (2024) *なお、本書は例年、12-翌1月頃に改版があるので注意されたい。</p>		
<p>●参考書 随時紹介する。</p>		
<p>●学生に対する評価 博士論文の完成度により評価する。フィードバックは毎回行う。</p>		

■授業科目	■単位	■担当教員
民事訴訟法特殊研究Ⅰ	4	酒井 博行
<p>●授業の到達目標及びテーマ</p> <p>テーマ：民事訴訟法（判決手続）の諸問題の検討</p> <p>到達目標：民事訴訟法（判決手続）に関する重要論点について、文献や判例の検討を通じて、判例・学説の状況を把握することにより、理解を深めていき、各自の博士論文執筆のための基礎的な能力を涵養することを目指す。</p>		
<p>●授業の概要</p> <p>民事訴訟法（判決手続）に関する重要論点について、なるべく最近の文献（場合により、外国語文献も含む）を講読することによって、検討していきます。</p> <p>下記の授業計画は、履修希望者との協議により、変更の可能性もあります。</p>		
<p>●授業計画</p> <p>第1回 形式的形成訴訟（特に境界確定の訴え、共有物分割の訴えについて）</p> <p>第2回 訴訟上の請求の特定</p> <p>第3回 訴訟物理論①（旧訴訟物理論）</p> <p>第4回 訴訟物理論②（新訴訟物理論）</p> <p>第5回 訴訟物理論③（新実体法説・統一的請求権説）</p> <p>第6回 管轄と移送</p> <p>第7回 当事者確定に関する判例・学説</p> <p>第8回 法人でない社団・財団の当事者能力</p> <p>第9回 民法上の組合の当事者能力</p> <p>第10回 法人の代表者と表見法理</p> <p>第11回 訴訟上の和解締結に関する訴訟代理人の代理権</p> <p>第12回 弁護士法違反の代理行為の効力</p> <p>第13回 訴えの利益総説</p> <p>第14回 将来の給付の訴えの利益（特に将来の継続的不法行為を理由とする損害賠償請求について）</p> <p>第15回 確認の訴えの利益</p> <p>第16回 形成の訴えの利益</p> <p>第17回 当事者適格（特に紛争管理権論について）</p> <p>第18回 法定訴訟担当総説</p> <p>第19回 債権者代位訴訟における代位債権者の当事者適格</p> <p>第20回 任意的訴訟担当総説</p> <p>第21回 外国国家発行の円建て債券に係る償還等請求訴訟における債券管理会社の任意的訴訟担当</p> <p>第22回 判決効の拡張と当事者適格</p> <p>第23回 相殺の抗弁と重複訴訟（二重起訴）の禁止</p> <p>第24回 弁論主義の根拠</p> <p>第25回 弁論主義の第1テーゼが適用される事実</p> <p>第26回 積明権と弁論主義</p> <p>第27回 消極的積明と積極的積明</p> <p>第28回 積明義務</p> <p>第29回 法的観点指摘義務</p> <p>第30回 真実義務</p>		
<p>●準備学習の内容</p> <p>事前に指定した文献や判例を熟読したうえで、授業での報告のためのレジュメを作成してください。</p> <p>予習については、文献の熟読・レジュメの作成に最低2時間、復習については、授業の際に説明・議論した内容を踏まえての文献の再読を最低2時間、求めます。</p>		
<p>●テキスト</p> <p>特にありません。</p>		
<p>●参考書</p> <p>授業内で適宜紹介します。</p>		
<p>●学生に対する評価</p> <p>報告・質疑応答の内容で評価します（報告50%、発言50%）。報告や質疑応答の内容等については授業内で個々にコメントします。</p>		

■授業科目	■単位	■担当教員
民事訴訟法特殊研究Ⅱ	4	酒井 博行
<p>●授業の到達目標及びテーマ</p> <p>テーマ：民事訴訟法（判決手続）の諸問題の検討</p> <p>到達目標：民事訴訟法（判決手続）に関する重要論点について、文献・判例の検討を通じて、判例・学説の状況を把握することにより、理解を深めていき、各自の博士論文執筆のための基礎的な能力を涵養することを目指す。</p>		
<p>●授業の概要</p> <p>民事訴訟法（判決手続）に関する重要論点について、なるべく最近の文献（場合により、外国語文献も含む）を講読することによって、検討していきます。</p> <p>下記の授業計画は、履修希望者との協議により、変更の可能性もあります。</p>		
<p>●授業計画</p> <p>第1回 証明度</p> <p>第2回 裁判上の自白</p> <p>第3回 相手方による援用のない自己に不利益な事実の陳述</p> <p>第4回 唯一の証拠方法</p> <p>第5回 証言拒絶権</p> <p>第6回 文書提出命令①（自己利用文書）</p> <p>第7回 文書提出命令②（公務文書・刑事事件関係文書）</p> <p>第8回 模索的証明</p> <p>第9回 証拠保全</p> <p>第10回 証明責任の意義</p> <p>第11回 証明責任の分配①（法律要件分類説）</p> <p>第12回 証明責任の分配②（利益衡量説）</p> <p>第13回 間接反証</p> <p>第14回 過失の概括的認定</p> <p>第15回 過失の一応の推定</p> <p>第16回 証明妨害</p> <p>第17回 事案解明義務</p> <p>第18回 損害賠償額の算定</p> <p>第19回 訴訟上の和解の効果をめぐる争い</p> <p>第20回 申立事項と判決事項</p> <p>第21回 既判力本質論・根拠論</p> <p>第22回 基準時後の形成権の行使①（取消権・白地手形補充権）</p> <p>第23回 基準時後の形成権の行使②（相殺権・建物買取請求権）</p> <p>第24回 基準時後の事情変更</p> <p>第25回 一部請求と残部請求</p> <p>第26回 争点効</p> <p>第27回 信義則による後訴の遮断</p> <p>第28回 口頭弁論終結後の承継人への既判力の拡張</p> <p>第29回 反射効</p> <p>第30回 法人格否認の法理と既判力の拡張</p>		
<p>●準備学習の内容</p> <p>事前に指定した文献や判例を熟読したうえで、授業での報告のためのレジュメを作成してください。</p> <p>予習については、文献の熟読・レジュメの作成に最低2時間、復習については、授業の際に説明・議論した内容を踏まえての文献の再読を最低2時間、求めます。</p>		
<p>●テキスト</p> <p>特にありません。</p>		
<p>●参考書</p> <p>授業内で適宜紹介します。</p>		
<p>●学生に対する評価</p> <p>報告・質疑応答の内容で評価します（報告50%、発言50%）。報告や質疑応答の内容等については授業内で個々にコメントします。</p>		

■授業科目	■単位	■担当教員
民事訴訟法特殊研究Ⅲ	4	酒井 博行
<p>●授業の到達目標及びテーマ</p> <p>テーマ：民事訴訟法（判決手続）の諸問題の検討 到達目標：民事訴訟法（判決手続）に関する重要論点について、文献・判例の検討を通じて、判例・学説の状況を把握することにより、理解を深めていき、各自の博士論文執筆のための基礎的な能力を涵養することを目指す。</p>		
<p>●授業の概要</p> <p>民事訴訟法（判決手続）に関する重要論点について、なるべく最近の文献（場合により、外国語文献も含む）を講読することによって、検討していきます。 下記の授業計画は、履修希望者との協議により、変更の可能性もあります。</p>		
<p>●授業計画</p> <p>第1回 通常共同訴訟における共同訴訟人独立の原則 第2回 同時審判申出共同訴訟 第3回 主観的予備的併合 第4回 主観的追加的併合 第5回 固有必要的共同訴訟の成否 第6回 共同所有関係における固有必要的共同訴訟①（共同所有関係の対外的主張の場合） 第7回 共同所有関係における固有必要的共同訴訟②（共同所有者内部の紛争の場合） 第8回 固有必要的共同訴訟における共同訴訟人の一部の提訴拒絶 第9回 固有必要的共同訴訟における訴えの取下げ 第10回 類似必要的共同訴訟における共同訴訟人の1人による上訴 第11回 補助参加の利益 第12回 補助参加人の独立性と従属性 第13回 判決の補助参加人に対する効力①（参加的効力説） 第14回 判決の補助参加人に対する効力②（新既判力説） 第15回 共同訴訟的補助参加 第16回 債権者代位訴訟・詐害行為取消訴訟と訴訟告知 第17回 訴訟告知と判決の効力 第18回 独立当事者参加①（詐害防止参加） 第19回 独立当事者参加②（不動産の二重譲渡事例における権利主張参加の可否） 第20回 独立当事者参加訴訟の手続規律における民事訴訟法40条1項～3項の準用について 第21回 独立当事者参加における敗訴者の1人による上訴 第22回 債権者代位訴訟における債務者の参加 第23回 訴訟脱退 第24回 任意的当事者変更 第25回 訴訟承継 第26回 控訴の利益 第27回 控訴審の事後審的運営 第28回 経験則違反と上告・上告受理申立て 第29回 送達の瑕疵と再審 第30回 第三者による再審</p>		
<p>●準備学習の内容</p> <p>事前に指定した文献や判例を熟読したうえで、授業での報告のためのレジュメを作成してください。 予習については、文献の熟読・レジュメの作成に最低2時間、復習については、授業の際に説明・議論した内容を踏まえての文献の再読を最低2時間、求めます。</p>		
<p>●テキスト</p> <p>特にありません。</p>		
<p>●参考書</p> <p>授業内で適宜紹介します。</p>		
<p>●学生に対する評価</p> <p>報告・質疑応答の内容で評価します（報告50%、発言50%）。報告や質疑応答の内容等については授業内で個々にコメントします。</p>		

■授業科目	■単位	■担当教員
刑事訴訟法特殊研究Ⅰ	4	飯野 海彦
<p>●授業の到達目標及びテーマ</p> <p>刑事手続法の意義と理念の検討をテーマに、自身の研究内容の再確認と研究完成に必要な方法論の吸収とを到達目標とする。</p>		
<p>●授業の概要</p> <p>内外の刑事手続法に関する文献研究が中心となる。古典的な名著・論文・判例から、最新の注目著作等も読み解いていく。</p>		
<p>●授業計画</p> <p>第1回 オリエンテーション（授業の進め方等） 第2回 デュー・プロセスとは 第3回 刑事訴訟の基本原則その1 当事者主義 第4回 刑事訴訟の基本原則その2 公判中心主義 第5回 刑事訴訟の基礎理論概観 第6回 捜査の構造 第7回 検察官論（公判専従論、客観義務） 第8回 強制捜査と任意捜査 第9回 公訴権濫用論 第10回 起訴便宜主義 第11回 訴因と公訴事実その1 訴因制度 第12回 訴因と公訴事実その2 公訴事実の同一性 第13回 公判前整理手続その1 予断・裁判員との情報格差 第14回 公判前整理手続その2 証拠開示 第15回 迅速な裁判 第16回 違法収集証拠の排除その1 比較法的考察 第17回 違法収集証拠の排除その2 量刑への反映 第18回 違法捜査と公訴棄却 第19回 自白法則 第20回 情況証拠による事実認定 第21回 証明責任と推定 第22回 自由心証主義 第23回 事実認定論 第24回 量刑 第25回 一事不再理 第26回 形式裁判と既判力 第27回 免訴判決 第28回 控訴審の構造 第29回 裁判員裁判と上訴 第30回 再審事由</p>		
<p>●準備学習の内容</p> <p>毎回のテーマについて、事前に指示する文献をまとめ、レポートにまとめて報告してもらいます（2時間）。授業で指摘された箇所をまとめ直して復習（1時間）。</p>		
<p>●テキスト</p> <p>毎回指示する</p>		
<p>●参考書</p> <p>毎回指示する</p>		
<p>●学生に対する評価</p> <p>平常点（20%）及び報告内容（80%）。フィードバック：授業毎に報告について、評価すべき点、改善すべき点等についてお話しします。</p>		

■授業科目	■単位	■担当教員
刑事訴訟法特殊研究Ⅱ	4	飯野 海彦
<p>●授業の到達目標及びテーマ テーマ：少年法の理念の再確認 到達目標：少年法をテーマに、社会科学としての法学の方法論や比較法的考察の方法を身に付ける。</p>		
<p>●授業の概要 少年法に関する法学分野の文献講読のみならず、統計の用い方や犯罪社会学の方法論についても学習する。</p>		
<p>●授業計画</p> <p>第1回 オリエンテーション 第2回 少年犯罪の現状 第3回 少年法制の歴史 第4回 少年法の理念その1 健全育成 第5回 少年法の理念その2 保護主義・国親思想 第6回 少年法の理念その3 行為者主義 第7回 少年警察活動規則と街頭補導 第8回 全件送致主義と簡易送致 第9回 家裁調査官制度 第10回 社会調査と裁判員裁判 第11回 少年鑑別所法の制定 第12回 少年法改正その1 原則逆送 第13回 少年法改正その2 事実認定の適正化—検察官関与と裁量合議制 第14回 少年審判と被害者参加 第15回 少年事件と裁判員裁判その1 健全育成理念の刑事裁判への反映 第16回 少年事件と裁判員裁判その2 少年法55条移送 第17回 触法少年時間と児童相談所 第18回 児童福祉法上の措置—指導自立支援施設の処遇 第19回 保護観察制度の現状と課題 第20回 少年院法改正その1 処遇の個別化 第21回 少年院法改正その2 処遇の適正化 第22回 医療少年院の現状と課題 第23回 少年法制の比較法的考察その1 英米法系 第24回 少年法制の比較法的考察その2 スコットランド等 第25回 少年法制の比較法的考察その3 大陸法系 第26回 少年法制の比較法的考察その4 アジア 第27回 少年法制の比較法的考察その5 その他 第28回 少年非行に対する人間行動関係諸科学からのアプローチ 第29回 少年非行に対する犯罪社会学のアプローチ 第30回 少年法の行方を考える</p>		
<p>●準備学習の内容 テーマに沿って文献を収集、報告できる形にまとめる(2時間)。内容により、通常の予習のみの場合もある。授業後は、講義で指摘された箇所をまとめておくこと(1時間)。</p>		
<p>●テキスト 特になし</p>		
<p>●参考書 特になし</p>		
<p>●学生に対する評価 平常点(20%)及び報告内容(80%)による。フィードバック：授業毎に報告について、評価すべき点、改善すべき点等についてお話しします。</p>		

■授業科目	■単位	■担当教員
刑事訴訟法特殊研究Ⅲ	4	飯野 海彦
<p>●授業の到達目標及びテーマ 到達目標：当該分野で「学会一番」と言われる研究を完成させること テーマ：博士論文の執筆</p>		
<p>●授業の概要 論文作成指導が中心です。</p>		
<p>●授業計画</p> <p>第1回 オリエンテーション 第2回 研究テーマの再検討と確認 第3回 博士論文の概要作成その1 概要の報告・章立てをしてみる 第4回 博士論文の概要作成その2 全開で指摘された問題点を修正 第5回 序論の素描を報告…博士論文として取り上げるべき論点を網羅しているか 第6回 序論の再構成…指摘された問題点を踏まえて修正 第7回 博士論文前半の素描を報告その1 構成の検討 第8回 博士論文前半の素描を報告その2 先行研究は網羅されているか 第9回 博士論文前半の素描を報告その3 新たな論点の付加可能性の検討と参考文献の追加収集 第10回 博士論文前半の再構成…前3回の講義で指摘された問題点を踏まえての修正 第11回 中間報告会準備その1 博士論文前半の文章化 第12回 中間報告会準備その2 文章・表現について指導 第13回 中間報告会準備その3 指摘された問題点を踏まえての修正 第14回 中間報告会準備その4 プレゼンテーションの準備と指導 第15回 第1学期のまとめ…中間報告会での指摘を踏まえて 第16回 博士論文後半の素描を報告その1 構成の検討…前半と合わせ、結論へと収束するか 第17回 博士論文後半の素描を報告その2 先行研究は網羅されているか 第18回 博士論文後半の素描を報告その3 新たな論点の追加可能性の検討と参考文献の追加収集 第19回 博士論文後半を文章化して報告 第20回 博士論文後半の文章・表現について指導 第21回 論文の全体構成の再検討…章立ての再構成の要否 第22回 論文の構成変更後の報告 第23回 結論へ向けて、論文内容を検討 第24回 指摘された修正点を踏まえての報告 第25回 結論の素描を報告…独自の見解を打ち出しているか 第26回 論文全体の内容検討…論文全体が結論を導くために十分かつ説得的な内容となっているか 第27回 指摘された問題点を踏まえての修正 第28回 論文提出へ向けて、表現等の最終チェック 第29回 審査試験—口頭試問の準備 第30回 出版準備のためのチェック、将来の研究計画</p>		
<p>●準備学習の内容 毎回論文内容について出来る範囲で報告できるようにしておくこと(1時間)。講義後は、指摘された内容をまとめ、論文へ反映させる(1時間)。</p>		
<p>●テキスト 特になし</p>		
<p>●参考書 特になし</p>		
<p>●学生に対する評価 平常点(20%)・報告(80%)。フィードバック：授業毎に報告について、評価すべき点、改善すべき点等についてお話しします。</p>		

■授業科目	■単位	■担当教員
労働法特殊研究Ⅰ	4	浅野 高宏
<p>●授業の到達目標及びテーマ</p> <p>主要なテーマは、大きく5つであり、「多様な就労形態と労働者性、使用者性」、「労働時間法理の新展開」、「労働条件の決定と変更（同一労働同一賃金を含む）」、「労働者の健康と安全をめぐる法理」、「雇用終了の法理」である。これらのテーマに関してテキストを読みながら、受講者の問題意識を高め、もっとも関心のあるものを選択して博士論文の作成準備を行うことを到達目標とする。</p>		
<p>●授業の概要</p> <p>前半は博士論文の作成準備を行う。主要なテーマは、大きく5つであり、「多様な就労形態と労働者性、使用者性」、「労働時間法理の新展開」、「労働条件の決定と変更（同一労働同一賃金を含む）」、「労働者の健康と安全をめぐる法理」、「雇用終了の法理」である。これらの5つのテーマに通底する社会状況の変化を考察し、法例や判例法理によってどのような法的基盤が整備されつつあるかについて理解を深める。受講生は、これらのテーマについての十分な理解を踏まえ、自らが関心のある具体的なテーマを選択し、判例・学説を広く考察・整理する。後半は博士論文の本格的な作成に入る。博士論文の題材は、第1～7回で扱ったテーマから選択し、第8回の授業にて決定する。</p>		
<p>●授業計画</p> <p>第1回 講義ガイダンス 第2回 博士論文作成ガイダンス 第3回 「多様な就労形態と労働者性、使用者性」の考察・整理 第4回 「労働時間法理の新展開」の考察・整理 第5回 「労働条件の決定と変更（同一労働同一賃金を含む）」の考察・整理 第6回 「労働者の健康と安全をめぐる法理」の考察・整理 第7回 「雇用終了の法理」の考察・整理 第8回 具体的なテーマの設定 第9回 具体的なテーマの確認と指導 第10回 論文概要の提出 第11回 論文概要の指導 第12回 論文概要の修正 第13回 目次の作成 第14回 目次の指導 第15回 目次の修正 第16回 具体的なテーマに関連する文献の選定 第17回 文献の収集 第18回 テーマに関連する判例の選定 第19回 判例の収集① 第20回 判例の収集② 第21回 「はじめに」の作成 第22回 「はじめに」の指導 第23回 「はじめに」の修正 第24回 「はじめに」の再指導 第25回 第1章前半の作成 第26回 第1章前半の指導 第27回 第1章前半の修正 第28回 第1章後半の作成 第29回 第1章後半の指導 第30回 第1章後半の修正</p>		
<p>●準備学習の内容</p> <p>基本的に、毎回、報告用のレジュメを作成し、事前に提出する。2時間程度の予習を要する。</p>		
<p>●テキスト</p> <p>水町勇一郎「詳解 労働法 第3版」（東京大学出版会、2023年） 菅野和夫「労働法 第12版」（弘文堂、2019年） 土田道夫「労働契約法 第2版」（有斐閣、2016年）</p>		
<p>●参考書</p> <p>テーマごとに都度、指定する。</p>		
<p>●学生に対する評価</p> <p>授業への参加姿勢50%、報告50%で評価する。なお受講生に対する評価は、毎回の授業後の講評及び論文指導の過程でフィードバックする。</p>		

■授業科目	■単位	■担当教員
労働法特殊研究Ⅱ	4	浅野 高宏
<p>●授業の到達目標及びテーマ</p> <p>受講生がすでに博士論文について具体的な構想を練っていることを前提に、その構想を具体化し論文を完成することを到達目標とする。すでに労働法特殊研究Ⅰにおいて、テーマの選定、「はじめに」および論文の「第1章」【起（第1章）、承（第2章）、転（第3章）、結（第4章）】を実施済であるので、第2章以下の作成に臨むものとする。</p>		
<p>●授業の概要</p> <p>執筆した論文の推敲、添削を行い、博士論文を仕上げていく。</p>		
<p>●授業計画</p> <p>第1回 講義ガイダンス 第2回 第2章前半の作成 第3回 第2章前半の指導 第4回 第2章前半の修正 第5回 第2章後半の作成 第6回 第2章後半の指導 第7回 第2章後半の修正 第8回 第3章前半の作成 第9回 第3章前半の指導 第10回 第3章前半の修正 第11回 第3章後半の作成 第12回 第3章後半の指導 第13回 第3章後半の修正 第14回 第4章前半の作成 第15回 第4章前半の指導 第16回 第4章前半の修正 第17回 第4章後半の作成 第18回 第4章後半の指導 第19回 第4章後半の修正 第20回 「おわりに」の構成と全体の調整 第21回 「おわりに」の構成と全体の再構築 第22回 「おわりに」の作成 第23回 「おわりに」の指導 第24回 「おわりに」の修正 第25回 脚注の確認 第26回 脚注の指導 第27回 脚注の再指導 第28回 脚注の整理・再構成 第29回 論文全体の校正 第30回 残された論点の検討</p>		
<p>●準備学習の内容</p> <p>授業前に論文の執筆部分を必ず作成の上、提出すること。2時間程度の予習を要する。</p>		
<p>●テキスト</p> <p>水町勇一郎「詳解 労働法 第3版」（東京大学出版会、2023年） 荒木尚志「労働法 第4版」（有斐閣、2020年） その他、具体的テーマに沿って選定したテキスト</p>		
<p>●参考書</p> <p>都度、指定する。</p>		
<p>●学生に対する評価</p> <p>執筆中の論文の完成度により評価する。なお受講生に対する評価は、毎回の指導の中で具体的にフィードバックする。</p>		

■授業科目	■単位	■担当教員
労働法特殊研究Ⅲ	4	浅野 高宏
<p>●授業の到達目標及びテーマ</p> <p>博士論文の審査を経て、博士号を取得することを目標とする。テーマは各自の論文執筆テーマ（労働法上のテーマ）に応じて決定する。</p>		
<p>●授業の概要</p> <p>博士論文の審査に向けて完成度を高めつつ、さらに北海道労働判例研究会（北大・小樽商科大・本学および実務家による合同研究会、以下「北海道労判研」という）および北海道労判研夏季セミナー（上記定例参加大学教員および実務家に加えて、毎年夏季セミナーの報告テーマの第一人者を招聘して実施する合宿形式の研究会）にて業績の一部を公にして口頭試問の経験も積む。</p>		
<p>●授業計画</p> <p>第1回 講義ガイダンス 第2回 論文概要の作成 第3回 論文概要の指導 第4回 論文概要の修正 第5回 論文概要の再指導 第6回 北海道労判研での報告準備 第7回 北海道労判研での報告内容の概要の作成 第8回 北海道労判研での報告内容の概要の指導 第9回 北海道労判研での報告原稿の作成 第10回 北海道労判研での報告原稿の指導 第11回 北海道労判研での報告原稿の修正 第12回 北海道労判研での報告実施と講評 第13回 北海道労判研での講評を踏まえた論文の修正 第14回 北海道労判研夏季セミナーでの報告概要の作成 第15回 北海道労判研夏季セミナーでの報告概要の指導 第16回 北海道労判研夏季セミナーでの報告概要の修正 第17回 北海道労判研夏季セミナーでの報告実施と講評 第18回 北海道労判研夏季セミナーでの講評を踏まえた論文の修正 第19回 北海道労判研夏季セミナーでの講評を踏まえた論文の再指導 第20回 北海道労判研夏季セミナーでの講評を踏まえた論文の再修正 第21回 博士論文の構成・内容の読み合わせと再指導 第22回 表現方法・脚注等に関する再指導 第23回 「はじめに」と「第1章」とのつながりに関する再指導 第24回 「第1章」と「第2章」とのつながりに関する再指導 第25回 「第2章」と「第3章」とのつながりに関する再指導 第26回 「第3章」と「第4章」とのつながりに関する再指導 第27回 「第4章」と「おわりに」とのつながりに関する再指導 第28回 博士論文審査の読み上げ原稿の作成 第29回 博士論文審査の読み上げ原稿の指導 第30回 博士論文審査の読み上げ原稿の最終確認</p>		
<p>●準備学習の内容</p> <p>授業前に執筆部分を必ず提出すること。 2時間程度の予習を要する。</p>		
<p>●テキスト</p> <p>すでに労働法特殊研究Ⅰ・Ⅱにおいて選定済のものがあることが前提であるので、特に指定はない。</p>		
<p>●参考書</p> <p>適時指定する。</p>		
<p>●学生に対する評価</p> <p>博士論文の完成度により評価する。なお、受講生に対する評価は、毎回の授業後のコメント及び指導の中で具体的にフィードバックする。</p>		

■授業科目	■単位	■担当教員
国際私法特殊研究Ⅰ	4	村上 愛
<p>●授業の到達目標及びテーマ</p> <p>テーマ：財産法分野に関する国際私法理論を学ぶ。 到達目標：外国語文献によって財産法分野に関する国際私法理論を理解する。</p>		
<p>●授業の概要</p> <p>Richard Plender and Michael Wilderspinによる『債権債務関係に関する欧州の国際私法』(The European Private International Law of Obligations)の購読を通じて、国際私法の中でもとくに財産法分野に関する欧州の理論を学びます。</p>		
<p>●授業計画</p> <p>第1回 オリエンテーション 第2回 ローマ条約とローマⅠ規則・ローマⅡ規則の成立 第3回 債権債務関係に関する欧州の法制度 第4回 ローマⅠ規則とローマⅡ規則の対象 第5回 ローマⅠ規則の適用範囲 第6回 ローマⅡ規則の適用範囲 第7回 ローマⅠ規則：立法過程 第8回 ローマⅠ規則：適用除外 第9回 ローマⅠ規則：当事者自治の原則 第10回 ローマⅠ規則：客観的連結(1)契約一般 第11回 ローマⅠ規則：客観的連結(2)フランチャイズ契約、領布契約、金融商品取引 第12回 ローマⅠ規則：運送契約の特例 第13回 ローマⅠ規則：消費者契約の特例 第14回 ローマⅠ規則：保険契約の特例 第15回 ローマⅠ規則：労働契約の特例 第16回 ローマⅠ規則：国際的強行法規と公序 第17回 ローマⅡ規則：契約外債務の準拠法の適用範囲 第18回 ローマⅡ規則：立法過程 第19回 ローマⅡ規則：不法行為の一般ルール 第20回 ローマⅡ規則：生産物責任の特例 第21回 ローマⅡ規則：不正競争 第22回 ローマⅡ規則：環境損害 第23回 ローマⅡ規則：知的財産権侵害 第24回 ローマⅡ規則：ストライキ 第25回 ローマⅡ規則：不当利得 第26回 ローマⅡ規則：事務管理 第27回 ローマⅡ規則：契約締結上の過失 第28回 ローマⅡ規則：国際的強行法規と公序 第29回 ローマⅡ規則：当事者自治の原則 第30回 まとめ</p>		
<p>●準備学習の内容</p> <p>テキストの次週扱う箇所について、日本語訳を用意して下さい。レジュメ作成に3時間、フィードバックに基づく修正に2時間程度要する。</p>		
<p>●テキスト</p> <p>Richard Plender and Michael Wilderspin「債権債務関係に関する欧州の国際私法(The European Private International Law of Obligations)」(2020) (授業中に必要部数をコピーして配布します)</p>		
<p>●参考書</p> <p>授業内で指示します。</p>		
<p>●学生に対する評価</p> <p>授業への参加態度50%及び課題50%（報告）によって評価します。 フィードバック：授業内で報告内容についてコメントします。</p>		

■授業科目	■単位	■担当教員
国際私法特殊研究Ⅱ	4	村上 愛
<p>●授業の到達目標及びテーマ テーマ：博士論文の作成に向けた準備。 到達目標：博士論文で取り扱うテーマを決定し、そのテーマに関係する文献を収集して必要な情報を整理し、論文執筆に必要な知識を取得する。</p>		
<p>●授業の概要 博士論文のテーマの選定し、関連する文献をまとめて論文の構成案を作成し、次年度の執筆に向けた準備を行います。</p>		
<p>●授業計画</p> <p>第1回 博士論文の研究計画(1)：計画書の作成 第2回 博士論文の研究計画(2)：計画書の検討 第3回 修士論文の再考 第4回 博士論文テーマの検討(1)：テーマの提案 第5回 博士論文テーマの検討(2)：テーマの絞り込み 第6回 博士論文テーマの検討(3)：テーマの仮決定 第7回 文献調査(1)：日本語文献の調査方法 第8回 文献調査(2)：日本語文献の調査 第9回 文献調査(3)：日本語文献の調査結果の整理 第10回 文献調査(4)：日本語文献の調査結果の報告 第11回 文献調査(5)：日本語文献の調査結果の検討 第12回 文献調査(6)：日本語文献の調査結果のまとめ 第13回 文献調査(7)：外国語文献の調査方法 第14回 文献調査(8)：外国語文献の調査 第15回 文献調査(9)：外国語文献の調査結果の整理 第16回 文献調査(10)：外国語文献の調査結果の報告 第17回 文献調査(11)：外国語文献の調査結果の検討 第18回 文献調査(12)：外国語文献の調査結果のまとめ 第19回 日本語文献の内容報告・検討 第20回 外国語文献の内容報告・検討 第21回 博士論文テーマの確定：テーマの提出 第22回 博士論文テーマの確定：テーマの検討 第23回 博士論文の構成案の作成：構成案の提出 第24回 博士論文の構成案の作成：構成案の検討 第25回 文献整理(1)：学説の整理 第26回 文献整理(2)：裁判例の整理 第27回 文献整理(3)：補充すべき文献の調査 第28回 文献整理(4)：補充した文献の整理 第29回 次年度の研究計画の作成：計画書の提出 第30回 次年度の研究計画の作成：計画書の検討</p>		
<p>●準備学習の内容 毎回の授業で進捗状況を確認しますので、指導にしたがって文献を調査し、内容をまとめて報告できるよう準備して下さい。レジュメ作成に2時間、フィードバックに基づく修正に2時間程度要する。</p>		
<p>●テキスト 特になし。</p>		
<p>●参考書 特になし。</p>		
<p>●学生に対する評価 授業への参加態度50%及び報告内容50%で評価します。 フィードバック：レジュメの内容を確認し必要な修正等を指示します。</p>		

■授業科目	■単位	■担当教員
国際私法特殊研究Ⅲ	4	村上 愛
<p>●授業の到達目標及びテーマ テーマ：博士論文の執筆と完成。 到達目標：博士論文の審査を経て博士号を取得する。</p>		
<p>●授業の概要 博士論文の執筆状況に応じた論文指導を行う。</p>		
<p>●授業計画</p> <p>第1回 オリエンテーション 第2回 今年度の研究計画(1)：計画書の提出 第3回 今年度の研究計画(2)：計画書の検討 第4回 博士論文の目次の報告・指導 第5回 博士論文の目次の修正 第6回 論文指導(1)：序論の作成・指導 第7回 論文指導(2)：序論の再作成 第8回 論文指導(3)：第1章の内容報告 第9回 論文指導(4)：第1章の検討 第10回 論文指導(5)：第1章の再報告 第11回 論文指導(6)：第2章の内容報告 第12回 論文指導(7)：第2章の検討 第13回 論文指導(8)：第2章の再報告 第14回 論文指導(9)：第3章の内容報告 第15回 論文指導(10)：第3章の検討 第16回 論文指導(11)：第3章の再報告 第17回 論文指導(12)：第4章の内容報告 第18回 論文指導(13)：第4章の再報告 第19回 論文指導(14)：第5章の内容報告 第20回 論文指導(15)：第5章の検討 第21回 論文指導(16)：第5章の再報告 第22回 論文指導(17)：結論の報告 第23回 論文指導(18)：結論の検討 第24回 論文指導(19)：論文全体の構成を確認・検討 第25回 論文指導(20)：論文全体の構成の修正報告 第26回 論文指導(21)：論文全体の構成の修正再検討 第27回 論文指導(22)：論文全体の構成の確定 第28回 論文指導(23)：脚注の確認・修正 第29回 論文指導(24)：表現方法の確認・修正 第30回 論文指導(25)：誤字脱字の確認・修正</p>		
<p>●準備学習の内容 論文指導にしたがって、文献を調査し論文の執筆を進めてください。レジュメ作成に2時間、フィードバックに基づく修正に2時間程度要する。</p>		
<p>●テキスト 特になし。</p>		
<p>●参考書 特になし。</p>		
<p>●学生に対する評価 博士論文の完成度60%及び報告内容40%で評価します。 フィードバック：レジュメや博士論文の内容を確認し必要な修正等を指示します。</p>		

■授業科目 国際法特殊研究Ⅰ	■単位 4	■担当教員 加藤 信行
<p>●授業の到達目標及びテーマ</p> <p>世界的に定評がある国際法の体系的テキストを読みながら、研究テーマに対する理解を深める。授業のテーマは、受講者の研究テーマに関連する問題を中心として国際法のさまざまなテーマを取り上げる。</p>		
<p>●授業の概要</p> <p>受講者に別段の希望がなければ、後掲のテキストを読んで研究テーマの位置づけを明確化するとともに、研究テーマに関連する部分を重点的に検討し、これを足がかりとして関係資料の収集・検討を行う。後掲のテキストは、全27章の各章を世界の第1人者たちが執筆した共著の国際法体系書であり、それぞれの専門研究の出発点となりうる。</p>		
<p>●授業計画</p> <p>第1回 ガイダンス 第2回 A short history of international law 第3回 What is international law for? 第4回 A view of Delft: thinking about international law 第5回 The theory and reality of the sources of international law 第6回 Soft law in international law-making 第7回 The practical working of the law of treaties 第8回 Statehood, self-determination, and recognition 第9回 International organizations 第10回 The individual and the international legal system 第11回 Jurisdiction 第12回 International law and restraints on the exercise of jurisdiction by national courts of states 第13回 Immunities enjoyed by officials of states and international organizations 第14回 The relationship between international and national law 第15回 前半のまとめ 第16回 The character and forms of international responsibility 第17回 Issues of admissibility and the law on international responsibility 第18回 Responsibility to protect 第19回 Countermeasures and sanctions 第20回 The means of dispute settlement 第21回 The international court of justice 第22回 The use of force and the international legal order 第23回 The law of the sea 第24回 International environmental law 第25回 International investment law 第26回 International criminal law 第27回 International human rights law 第28回 International refugee and migration law 第29回 The law of armed conflict 第30回 総括</p>		
<p>●準備学習の内容</p> <p>指定された文献を読み、原則として、報告用のレジュメを作成する。予習・レジュメ作成に3時間以上、フィードバックに基づく復習に30分。</p>		
<p>●テキスト</p> <p>Malcolm Evans (ed.), International Law, fifth Edition (Oxford UP, 2018)</p>		
<p>●参考書</p> <p>James Crawford, Brownlie's Principles of Public International Law, 9th Edition (Oxford UP, 2019) など、適宜指示する。</p>		
<p>●学生に対する評価</p> <p>平常点100%によって評価する。報告レジュメは添削して返却する。</p>		

■授業科目 国際法特殊研究Ⅱ	■単位 4	■担当教員 加藤 信行
<p>●授業の到達目標及びテーマ</p> <p>博士論文の骨組みの形成。受講者の国際法上のテーマを本授業のテーマとする。</p>		
<p>●授業の概要</p> <p>博士論文のテーマを明確化し、論文の全体構成と主要論点を確定する。</p>		
<p>●授業計画</p> <p>第1回 オリエンテーション 第2回 博士課程進学目的の確認 第3回 研究テーマの絞り込み 第4回 研究テーマの仮設定 第5回 仮研究テーマに関連する基本事項の確認 第6回 仮研究テーマに対するアプローチの仕方 第7回 仮研究テーマの意義の検討 第8回 仮研究テーマの邦文先行業績調査 第9回 仮研究テーマの邦文文献確認 第10回 仮研究テーマの欧文先行業績調査 第11回 仮研究テーマの欧文文献収集 第12回 仮研究テーマの欧文文献読解 第13回 仮研究テーマの欧文文献整理 第14回 仮研究テーマの見直し 第15回 研究テーマの再設定 第16回 研究テーマの確定 第17回 論文タイトルの仮設定 第18回 研究テーマに関連する基本事項の確認 第19回 研究テーマの意義の検討 第20回 関連判例の考察 第21回 関連判例の整理 第22回 学説の考察 第23回 学説の整理 第24回 欧文文献再調査 第25回 欧文文献収集 第26回 欧文文献読解 第27回 論文タイトルの再確認 第28回 具体的な論点の整理 第29回 論文の全体構成の検討 第30回 次年度に向けた課題設定</p>		
<p>●準備学習の内容</p> <p>各回ごとに事前に与えられる課題につき、口頭報告用のメモまたはレジュメを作成する。予習に1～5時間、フィードバックに基づく修正に30分～6時間。</p>		
<p>●テキスト</p> <p>なし</p>		
<p>●参考書</p> <p>James Crawford, Brownlie's Principles of Public International Law, 9th Edition (Oxford UP, 2019); R. Wolfrum (ed.), The Max Planck Encyclopedia of Public International Law (Oxford UP, 2012); Malcolm N. Shaw, International Law, 8th Edition (Cambridge UP, 2017) など</p>		
<p>●学生に対する評価</p> <p>平常点100%によって評価する。レポートを添削して返却する。</p>		

■授業科目	■単位	■担当教員
国際法特殊研究Ⅲ	4	加藤 信行
<p>●授業の到達目標及びテーマ 博士論文の執筆と完成。受講者の国際法上のテーマを本授業のテーマとする。</p>		
<p>●授業の概要 博士論文を完成させるための指導を行う。</p>		
<p>●授業計画</p> <p>第1回 オリエンテーション 第2回 論点の洗い出し 第3回 論点の整理 第4回 中間報告用論文第1章の構成 第5回 中間報告用論文第1章の執筆 第6回 中間報告用続・論文第1章の執筆, 点検 第7回 中間報告用論文第2章の構成 第8回 中間報告用論文第2章の執筆 第9回 中間報告用続・論文第2章の執筆, 点検 第10回 中間報告用論文第3章の構成 第11回 中間報告用論文第3章の執筆 第12回 中間報告用続・論文第3章の執筆, 点検 第13回 中間報告用論文全体の執筆 第14回 中間報告用論文全体の完成 第15回 文献資料の再調査 第16回 文献資料の再整理 第17回 全体構成の再検討 第18回 序文の執筆 第19回 第1章の執筆 第20回 続・第1章の執筆, 点検 第21回 第2章の執筆 第22回 続・第2章の執筆, 点検 第23回 第3章の執筆 第24回 続・第3章の執筆, 点検 第25回 結論部分の執筆 第26回 続・結論部分の執筆, 点検 第27回 文章表現の再点検 第28回 脚注の再点検 第29回 博士論文の完成 第30回 反省と課題</p>		
<p>●準備学習の内容 各回ごとに事前に与えられる課題につき、口頭報告用のメモまたはレジュメを作成する。予習に1～6時間。フィードバックに基づく修正に1～6時間。</p>		
<p>●テキスト なし</p>		
<p>●参考書 適宜、指示する。</p>		
<p>●学生に対する評価 平常点(80%)と博士論文の完成度(20%)によって評価する。章ごとに草稿を添削して返却する。</p>		

■授業科目	■単位	■担当教員
法哲学特殊研究Ⅰ	4	菅原 寧格
<p>●授業の到達目標及びテーマ 博士論文のテーマを決めることが本授業の到達目標でありテーマである。</p>		
<p>●授業の概要 受講生が、修士論文を再考し、博士論文のテーマとしてどのようなものがあり得るかを様々な角度から分析し、検討を加えていくために役立つ主要文献4冊(①～④)を選定の上、講読していく。</p>		
<p>●授業計画</p> <p>第1回 本授業のガイダンス 第2回 修士論文の「客観化」 第3回 修士論文の解説 第4回 修士論文の検討 第5回 修士論文に対する評価 第6回 修士論文の再考 第7回 現状の確認 第8回 近時の博士論文のリサーチ 第9回 近時の博士論文の検討 第10回 テーマ選定にあたっての「可能性」の検討 第11回 博士論文完成に向けたプランニング 第12回 博士論文完成に向けた問題の洗い出し 第13回 博士論文完成までの課題確認 第14回 博士論文完成までの課題検討 第15回 1学期のまとめ 第16回 2学期の計画作成と講読する文献①～④の選定 第17回 文献①のまとめ 第18回 文献①の検討 第19回 文献①の評価 第20回 文献②のまとめ 第21回 文献②の検討 第22回 文献②の評価 第23回 文献③のまとめ 第24回 文献③の検討 第25回 文献③の評価 第26回 文献④のまとめ 第27回 文献④の検討 第28回 文献④の評価 第29回 文献①～④の総括 第30回 今年度のまとめ</p>		
<p>●準備学習の内容 授業を進めるためのレジュメ作成(2時間程度)、修正(2時間程度)。</p>		
<p>●テキスト 受講生の問題関心に応じて適宜選定する。</p>		
<p>●参考書 授業中に適宜指示する。</p>		
<p>●学生に対する評価 平常点によって評価する。また、毎回の授業後に講評を行う。</p>		

■授業科目	■単位	■担当教員
法哲学特殊研究Ⅱ	4	菅原 寧格
●授業の到達目標及びテーマ 文献講読を通じて、博士論文の骨格を固めることを目指す。		
●授業の概要 博士論文の骨格を完成させるために必要な文献講読を行う。		
●授業計画 第1回 ガイダンス 第2回 1学期に扱う文献4冊(①～④)の選定 第3回 文献①のまとめ 第4回 文献①の検討 第5回 文献①の評価 第6回 文献②のまとめ 第7回 文献②の検討 第8回 文献②の評価 第9回 文献③のまとめ 第10回 文献③の検討 第11回 文献③の評価 第12回 文献④のまとめ 第13回 文献④の検討 第14回 文献④の評価 第15回 1学期のまとめ 第16回 2学期に扱う文献4冊(⑤～⑧)の選定 第17回 文献⑤のまとめ 第18回 文献⑤の検討 第19回 文献⑤の評価 第20回 文献⑥のまとめ 第21回 文献⑥の検討 第22回 文献⑥の評価 第23回 文献⑦のまとめ 第24回 文献⑦の検討 第25回 文献⑦の評価 第26回 文献⑧のまとめ 第27回 文献⑧の検討 第28回 文献⑧の評価 第29回 2学期のまとめ 第30回 今年度の総括		
●準備学習の内容 授業を進めるためのレジュメ作成(2時間程度)、修正(2時間程度)。		
●テキスト 受講生の問題関心に依りて適宜選定する。		
●参考書 授業中に適宜指示する。		
●学生に対する評価 平常点によって評価する。また、毎回の授業後に講評を行う。		

■授業科目	■単位	■担当教員
法哲学特殊研究Ⅲ	4	菅原 寧格
●授業の到達目標及びテーマ 博士論文の構想報告を行い、博士論文の完成を目指す。		
●授業の概要 博士論文の構想報告に必要な文献の講読と、博士論文の執筆状況に応じた論文指導を行う。		
●授業計画 第1回 ガイダンス 第2回 博士論文の構想報告に向けた必読文献4冊の選定(①～④) 第3回 文献①のまとめ 第4回 文献①の検討 第5回 文献①の評価 第6回 文献②のまとめ 第7回 文献②の検討 第8回 文献②の評価 第9回 文献③のまとめ 第10回 文献③の検討 第11回 文献③の評価 第12回 文献④のまとめ 第13回 文献④の検討 第14回 文献④の評価 第15回 1学期のまとめ 第16回 博士論文の構想報告 現状の「客観化」 第17回 修正事項の確認 第18回 修正事項の検討 第19回 「法哲学特殊研究Ⅰ」で修得した事項の確認 第20回 「法哲学特殊研究Ⅰ」で修得した事項の検討 第21回 「法哲学特殊研究Ⅰ」で残された問題の確認と解決 第22回 「法哲学特殊研究Ⅱ」で修得した事項の確認 第23回 「法哲学特殊研究Ⅱ」で修得した事項の検討 第24回 「法哲学特殊研究Ⅱ」で残された問題の確認と解決 第25回 博士論文における修正事項の再確認 第26回 博士論文における修正事項の再検討 第27回 博士論文の最終点検 第28回 2学期のまとめ 第29回 今年度の総括		
●準備学習の内容 授業を進めるためのレジュメ作成(2時間程度)、修正(2時間程度)。		
●テキスト 受講生の問題関心に依りて適宜選定する。		
●参考書 授業中に適宜指示する。		
●学生に対する評価 平常点によって評価する。また、毎回の授業後に講評を行う。		

■授業科目 論文指導Ⅲ	■単位 4	■担当教員 神元 隆賢
●授業の到達目標及びテーマ 論文指導Ⅰに続いて、刑法の学術論文の作成をテーマとする。博士論文を完成させることを到達目標とする。		
●授業の概要 論文指導Ⅰ、Ⅱに続いて、博士論文の本格執筆を行う。学会個人報告の機会があれば、並行して学会報告及び学会誌への論文投稿の指導も行う。 以下、4章構成と仮定しての授業計画を挙げる。		
●授業計画 第1回 第1章の指導 第2回 第1章の修正 第3回 第1章の再修正 第4回 第1章の再々修正 第5回 第2章の指導 第6回 第2章の修正 第7回 第2章の再修正 第8回 第3章の指導 第9回 第3章の修正 第10回 第3章の再修正 第11回 第3章の再々修正 第12回 第4章の指導 第13回 第4章の修正 第14回 第4章の再修正 第15回 夏休みの課題（第4章の再修正、「おわりに」作成）指示 第16回 第4章の再々修正 第17回 「おわりに」の指導 第18回 「おわりに」の修正 第19回 「おわりに」の再修正 第20回 「おわりに」の再々修正 第21回 論文全体の見直し 第22回 論文全体の再見直し・修正 第23回 脚注の確認、修正 第24回 脚注の再修正 第25回 全体の文章表現の確認、修正 第26回 博士論文審査時の読み上げ原稿の作成 第27回 博士論文審査時の読み上げ原稿の指導 第28回 博士論文審査時の読み上げ原稿の修正 第29回 博士論文審査時の読み上げ原稿の再修正 第30回 まとめ		
●準備学習の内容 授業前に課題を作成し提出すること。		
●テキスト Thomas Fischer, Strafgesetzbuch mit Nebengesetzen 71. Aufl (2024) *なお、本書は例年、12-翌1月頃に改版があるので注意されたい。		
●参考書 随時紹介する。		
●学生に対する評価 博士論文の完成度により評価する。フィードバックは毎回行う。		

■授業科目 論文指導Ⅰ	■単位 4	■担当教員 福士 明
●授業の到達目標及びテーマ テーマ 生活保護の受給要件に関する一考察 到達目標 博士論文を完成させる。		
●授業の概要 授業では、修士論文と行政法特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲで獲得した知見を基礎とする博士論文の構想を基盤として、これに修正を行いつつ博士論文を完成させる作業を行う。授業では、受講生がまとまりのある章ないし節ごとに、博士論文の構想内容の報告をして、それに関して私が質問・コメント等論文指導をし、討論の後、受講生が報告内容に修正を施してこれを報告し、博士論文を完成させる。 なお、授業計画は、論文作成の進行状況により変更される。		
●授業計画 第1回 ガイダンス-「はじめに」の検討 第2回 「第1章 わが国における生活保護制度の沿革と現状 第1節 わが国における生活保護制度の沿革 一 明治憲法下の制度」の検討(1)報告・検討 第3回 「第1章 わが国における生活保護制度の沿革と現状 第1節 わが国における生活保護制度の沿革」の「一 明治憲法下の制度」の検討(2)修正報告・検討 第4回 「第1章 わが国における生活保護制度の沿革と現状 第1節 わが国における生活保護制度の沿革」の「二 日本国憲法下の制度」の検討(1)報告・検討 第5回 「第1章 わが国における生活保護制度の沿革と現状 第1節 わが国における生活保護制度の沿革」の「二 日本国憲法下の制度」の検討(2)修正報告・検討 第6回 「第1章 わが国における生活保護制度の沿革と現状 第2節 生活保護の受給要件に関する現行法の原理・原則」の「生活保護の四原理」の検討(1)報告・検討 第7回 「第1章 わが国における生活保護制度の沿革と現状 第2節 生活保護の受給要件に関する現行法の原理・原則」の「生活保護の四原理」の検討(2)修正報告・検討 第8回 「第1章 わが国における生活保護制度の沿革と現状 第2節 生活保護の受給要件に関する現行法の原理・原則」の「生活保護の四原理」の検討(1)報告・検討 第9回 「第1章 わが国における生活保護制度の沿革と現状 第2節 生活保護の受給要件に関する現行法の原理・原則」の「生活保護の四原理」の検討(2)修正報告・検討 第10回 「第1章 わが国における生活保護制度の沿革と現状 第2節 生活保護の受給要件に関する現行法の原理・原則」の「生活保護の種類および範囲」の検討(1)報告・検討 第11回 「第1章 わが国における生活保護制度の沿革と現状 第2節 生活保護の受給要件に関する現行法の原理・原則」の「生活保護の種類および範囲」の検討(2)修正報告・検討 第12回 第一章の総括的検討 第13回 第2章 判例の分析 第1節 生活保護の受給申請時の判例の「一 口頭による生活保護申請と申請時の実施機関の助言・確認・援助義務」の検討(1)報告・討論 第14回 「第2章 判例の分析 第1節 生活保護の受給申請時の判例」の「一 口頭による生活保護申請と申請時の実施機関の助言・確認・援助義務」の検討(2)修正報告・検討 第15回 「第2章 判例の分析 第1節 生活保護の受給申請時の判例」の「二 実施機関の申請審査義務」の検討(1)報告・検討 第16回 「第2章 判例の分析 第1節 生活保護の受給申請時の判例」の「二 実施機関の申請審査義務」の検討(2)修正報告・検討 第17回 第2章 判例の分析 第1節 生活保護の受給申請時の判例の「三 要件充足の場合の支給義務」の検討(1)報告・検討 第18回 第2章 判例の分析 第1節 生活保護の受給申請時の判例の「三 要件充足の場合の支給義務」の検討(2)修正報告・検討 第19回 「第2章 判例の分析 第2節 生活保護の受給継続中の判例」の「一 収入申告の義務」の検討(1)報告・検討 第20回 「第2章 判例の分析 第2節 生活保護の受給継続中の判例」の「一 収入申告の義務」の検討(2)修正報告・検討 第21回 「第2章 判例の分析 第2節 生活保護の受給継続中の判例」の「二 国内居住の義務」の検討(1)報告・検討 第22回 「第2章 判例の分析 第2節 生活保護の受給継続中の判例」の「二 国内居住の義務」の検討(2)修正報告・検討 第23回 「第2章 判例の分析 第3節 生活保護廃止時の判例」の「一 保護を必要としなくなったとき」の検討(1)報告・検討 第24回 「第2章 判例の分析 第3節 生活保護廃止時の判例」の「一 保護を必要としなくなったとき」の検討(2)修正報告・検討 第25回 「第2章 判例の分析 第3節 生活保護廃止時の判例」の「一 保護を必要としなくなったとき」の検討(1)報告・検討 第26回 「第2章 判例の分析 第3節 生活保護廃止時の判例」の「一 保護を必要としなくなったとき」の検討(2)修正報告・検討 第27回 「第2章 判例の分析 第3節 生活保護廃止時の判例」の「二 指導指示順守義務違反」の検討(1)報告・検討 第28回 「第2章 判例の分析 第3節 生活保護廃止時の判例」の「二 指導指示順守義務違反」の検討(1)修正報告・検討 第29回 第二章の総括的検討 第30回 全体の総括的検討		
●準備学習の内容 各回の論文の内容の完成を目指して関連文献を調査し、論文としてまとめる（2時間以上の準備が必要です）。		
●テキスト 特になし。		
●参考書 特になし。		
●学生に対する評価 報告内容(30%)、発言内容(20%)および博士論文の内容(50%)で評価します。評価の諸要素—報告内容、発言内容、博士論文の内容については、授業の内外で、適宜、受講生にコメントしフィードバックする。		

■授業科目 論文指導Ⅱ	■単位 4	■担当教員 福士 明
●授業の到達目標及びテーマ テーマ 登記官の審査権と国家賠償責任 到達目標 博士論文を完成させる。		
●授業の概要 授業では、博士論文の構想を基盤として、論文指導Ⅰに引き続き、博士論文を完成させる作業を行う。授業では、受講生がまとまりのある章ないし節ごとに、博士論文の構想内容の報告をして、それに関して私が質問・コメント等論文指導をし、討論の後、受講生が報告内容に修正を施してこれを報告し、博士論文を完成させる。 なお、授業計画は、論文作成の進行状況により変更される。		
●授業計画 第1回 ガイダンス-「はじめに」の検討 第2回 「第1章 我が国における不動産登記制度の変遷 第1節 明治憲法下における不動産登記制度の沿革 1 不動産登記制度の意義」の検討 第3回 「第1章 我が国における不動産登記制度の変遷 第1節 明治憲法下における不動産登記制度の沿革 2 明治憲法下における不動産登記法の改正経緯」の検討 第4回 「第1章 我が国における不動産登記制度の変遷 第1節 明治憲法下における不動産登記制度の沿革 3 戦前における登記官吏の違法行為に対する責任」の検討 第5回 「第1章 我が国における不動産登記制度の変遷 第2節 日本国憲法下における不動産登記法の改正経緯 1 戦後における不動産登記法の沿革」の検討 第6回 第1章 我が国における不動産登記制度の変遷 第2節 日本国憲法下における不動産登記法の改正経緯 2 現行不動産登記制度の概要」の検討 第7回 第1章 我が国における不動産登記制度の変遷 第2節 日本国憲法下における不動産登記法の改正経緯 3 戦後における登記官の責任」の検討 第8回 第1章の総括的検討 第9回 「第2章 諸外国の登記制度の概要 第1節 ドイツ 1 物権法の概要」の検討 第10回 「第2章 諸外国の登記制度の概要 第1節 ドイツ 2 登記制度の概要」の検討 第11回 「第2章 諸外国の登記制度の概要 第1節 ドイツ 3 登記官の審査権と国家賠償責任」の検討 第12回 「第2章 諸外国の登記制度の概要 第2節 フランス 1 物権法の概要」の検討 第13回 「第2章 諸外国の登記制度の概要 第2節 フランス 2 登記制度の概要」の検討 第14回 「第2章 諸外国の登記制度の概要 第2節 フランス 3 登記官の審査権と国家賠償責任」の検討 第15回 「第2章 諸外国の登記制度の概要 第3節 アメリカ 1 物権法の概要」の検討 第16回 「第2章 諸外国の登記制度の概要 第3節 アメリカ 2 登記制度の概要」の検討 第17回 「第2章 諸外国の登記制度の概要 第3節 アメリカ 3 登記官の審査権と国家賠償責任」の検討 第18回 第2章の総括的検討 第19回 「第3章 判例の整理 第1節 登記官の審査権 1 登記官の職務」の検討 第20回 「第3章 判例の整理 第1節 登記官の審査権 2 権利の登記の審査」の検討 第21回 「第3章 判例の整理 第1節 登記官の審査権 3 表示の登記の審査」の検討 第22回 「第3章 判例の整理 第2節 権利の登記に関する裁判例 1 体制の不備に起因するもの」の検討 第23回 第3章 判例の整理 第2節 権利の登記に関する裁判例 2 登記官のミスに起因するもの」の検討 第24回 「第3章 判例の整理 第2節 権利の登記に関する裁判例 3 上級行政機関の法令解釈の誤りに起因するもの」の検討 第25回 第3章 判例の整理 第2節 権利の登記に関する裁判例 4 小括」の検討 第26回 第3章 判例の整理 第2節 表示の登記に関する裁判例 1 実地調査の事実認定に起因するもの」の検討 第27回 「第3章 判例の整理 第2節 表示の登記に関する裁判例 2 公園の不備に起因するもの」の検討 第28回 「第3章 判例の整理 第2節 表示の登記に関する裁判例 3 小括」の検討 第29回 第3章の総括的検討 第30回 全体の総括的検討		
●準備学習の内容 各回の論文の内容の完成を目指して関連文献を調査し、論文としてまとめる（2時間以上の準備が必要でず）。		
●テキスト 特になし。		
●参考書 その都度紹介する。		
●学生に対する評価 報告内容(30%)、発言内容(20%)および博士論文の内容(50%)で評価する。評価の諸要素—報告内容、発言内容、博士論文の内容—については、授業の内外で、適宜、受講生にコメントしフィードバックする。		

■授業科目 論文指導Ⅲ	■単位 4	■担当教員 鈴木 光
●授業の到達目標及びテーマ 本科目の到達目標は、日本の環境影響評価法の立法趣旨、法定手続、司法審査などについて深く検討し、博士論文執筆の糧とすることである。 本科目のテーマは、日本の環境影響評価法の研究である。		
●授業の概要 日本の環境影響評価法に関する学術研究書、学術論文、および関連判例を精読し、同法の立法趣旨、法定手続、司法審査などの正確な理解に努め、法執行の現状と問題点を明らかにする。		
●授業計画 第1回 ガイダンス 第2回 環境影響評価への着想 第3回 環境影響評価の意義、目的 第4回 環境影響評価法制のはじまり(世界) 第5回 日本における環境影響評価法制のはじまり 第6回 国会での議論(前半) 第7回 国会での議論(後半) 第8回 環境影響評価法の制定 第9回 環境影響評価条例(都道府県) 第10回 環境影響評価条例(市町村) 第11回 環境影響評価の対象となる事業(前半) 第12回 環境影響評価の対象となる事業(後半) 第13回 環境影響評価の実施者 第14回 環境影響評価の流れ(全体像) 第15回 配慮書の手続き 第16回 第二種事業の判定(スクリーニング) 第17回 環境影響評価方法の設定(スコーピング) 第18回 環境影響評価の実施 第19回 準備書の手続き 第20回 評価書の手続き 第21回 事業内容の決定への反映 第22回 報告書の手続き 第23回 手続き上の瑕疵(前半) 第24回 手続き上の瑕疵(後半) 第25回 手続き上の瑕疵をめぐる司法審査(判例1) 第26回 手続き上の瑕疵をめぐる司法審査(判例2) 第27回 手続き上の瑕疵をめぐる学説の整理(前半) 第28回 手続き上の瑕疵をめぐる学説の整理(後半) 第29回 予備 第30回 総まとめ		
●準備学習の内容 予習：毎回2時間程度、授業前に関連資料の該当部分を読むのが望ましい。 復習：毎回2時間程度、授業後にノートを復習し、理解度を確認するのが望ましい。		
●テキスト 指定しない。		
●参考書 畠山武道『考えながら学ぶ環境法』三省堂 畠山武道ほか『環境影響評価法実務—環境アセスメントの総合的研究』信山社 環境影響評価研究会『逐条解説環境影響評価法・改訂版』ぎょうせい 原科幸彦『環境アセスメントとは何か—対応から戦略へ』岩波新書 大塚直『環境法』有斐閣 大塚直『環境法BASIC』有斐閣 宇賀克也ほか『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ』有斐閣 畠山武道ほか『はじめての行政法』三省堂 大西有二ほか『設例で学ぶ行政法の基礎』八千代出版 櫻井敬子・橋本博之『行政法』弘文堂 伊藤真『判例シリーズ4行政法』弘文堂 藤井俊夫『行政法総論』成文堂 小林博志『行政法講義』成文堂 安達和志ほか『ホーンブック行政法』北樹出版 そのほか、授業内で紹介する。 履修者の希望により変更する場合もある。		
●学生に対する評価 報告(50%)と質疑応答(50%)により評価する。報告と質疑応答については授業中に講評し、フィードバックする。		